

平成 18 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代 表 監 査 委 員	小 松 欽 一	総 務 部 長	須 田 正 彦
市 民 部 長	池 田 史 郎	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	岩 井 敏 一	建 設 部 長	金 子 則 之
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	高 橋 誠	総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一
財 政 課 長	佐 藤 好 文	税 務 課 長	森 鉄 也
収 入 役 室 長	齋 藤 乃 里 子	市 民 課 長	木 内 利 雄
福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良	農 林 課 長	阿 部 誠 一
建 設 課 長	佐 藤 家 一	下 水 道 課 長	佐々木 義 明
教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成18年9月22日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第106号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第107号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第108号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第109号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第110号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第111号 平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第112号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第113号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第114号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第115号 平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第116号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第117号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第118号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第119号 平成17年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第120号 平成17年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第121号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)
- 第17 議案第122号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 第18 議案第123号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第1号)
- 第19 議案第124号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第125号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第126号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第127号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第128号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第129号 象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結について
- 第25 陳情第10号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書
- 第26 陳情第11号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情について

て

- 第27 請願第 1 号 農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を
求める請願書
- 第28 請願第 2 号 市道（546）水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願
書
- 第29 陳情第 7 号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」
陳情書（継続審査中）
- 第30 にかほ市農業委員の推せんについて
- 第31 議提第 15号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書
- 第32 議提第 16号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」
意見書
- 第33 委員会の閉会中の継続審査の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 6 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立
します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおり
です。また、代表監査委員の小松監査委員の出席をいただいておりますので、御報告いたします。

ただいまから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 00 分 休 憩

平成 17 年度一般会計決算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
代表監査委員	小松欽一	総務部長	須田正彦
市民部長	池田史郎	健康福祉部長	笹森和雄
産業部長	岩井敏一	建設部長	金子則之
教育次長	小柳伸光	ガス水道局長	須田登美雄
消防長	高橋誠	総務部総務課長	齋藤隆一
財政課長	佐藤好文	税務課長	森鉄也
収入役室長	齋藤乃里子	市民課長	木内利雄

福祉事務所長 細 矢 宗 良 農 林 課 長 阿 部 誠 一
建設課長 佐 藤 家 一 下 水 道 課 長 佐 々 木 義 明
教育委員会総務課長 佐 藤 文 一

平成 17 年度一般会計決算特別委員会審議日程

第 1 決算特別小委員会の報告、質疑（議案第 111 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

午前 10 時 30 分 開 議

一般会計決算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） おはようございます。

一般会計決算特別委員会総務小委員会でございますが、議案第 111 号でございます。平成 17 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定でございますが、当委員会に属する部分、主な事項になりますけれども、審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

決算でございますので、最初に当局から説明ありました財政指標、これの主なものについてちょっと触れたいと思います。

経常収支比率 89.7%、それから実質公債費比率 13.5%ということでございます。この比率が 18%以上になりますと、起債を受ける段階で公債費負担適正化計画というものを組んで県の許可が必要だと、こういうふうなことでございます。さらにこれが 25%になりますと起債の一部が制限されるというような指標だようでございます。

新聞等にも出ましたその後で、地方債の残高割合、これは国の財務省調査によるものだようございますが、これは一般財源に対する地方債発行残高の割合、これを示すものでございます。47 都道府県の平均が 2 倍から 4 倍ぐらいたと、こういうふうなことが新聞記事にも出ていますし、当局の説明もありました。秋田県はこれが 3.8 倍と、非常に高い数字でございます。にかほ市は 2.3 倍

と。全国的な市レベルでも0.6倍から4.4倍といろいろ高低差があるようでございますけれども、一応にかほ市は2.3倍と、こういうふうなことでございました。

続きまして、歳入に触れます。ページ14ページ、15ページ、16ページにわたりますけれども、市民税は全部で7税目ございます。その調定が13億5,900万円、収入が12億183万円、市税全体の収納割合が88.43%でございます。そのうち収入未済額、これが1億5,200万円ございます。不納欠損が435万円ございました。

この収入未済額につきましていろんな意見が出たわけでございます。滞納者に対する税の公平感の問題、あるいは市として収納率向上のためにどういった対策をとっているかというふうな問題、さらに、これと同時に滞納でも相当長期にわたるものもあります。そのために、徴収に関しても一般事務と同じように、徴収の効率、どれだけ経費をかけてどれだけ収納するのかと、こういう徴収効率、こういうものも考えてもいいのではないかと。こういう点から、この徴収事務、これは大変な作業でございますけれども、これに当たってほしい、こういうふうな意見がたくさん出ました。

さらに、これ、当局からのお話でございましたけれども、現在の1億5,200万円、この滞納額は大半が3町が持ち寄った滞納でございます。そのため、スタッフの段階では、当面は徴収係担当で徴収に努力をします。ただし、状況によっては、まあ将来ということでしょうけれども、職員による徴収プロジェクト、こういったものを立ち上げると、こういうことも視野に入れたいと、こういうふうなお話もございました。

次、ページ18ページでございます。6款地方消費税交付金1億3,200万円ございます。これについてもいろいろ話が出ました。これは地方消費税の関係の交付金でございますけれども、内容をちょっと触れますと、消費税の100分の25、これが地方消費税の税率だと、こういう説明がありました。さらに県における地方消費税の2分の1、これを国調人口、あるいは事業所統計の従業者数、こういったものに算出した額、これが配分基準になると。その金額が1億3,200万円だと、こういうふうな説明がございました。

さらに、21ページ、11款でございますけれども、総務費の分担金940万6,000円ございます。これは当局からの説明がありましたけれども、例の釜ヶ台地区の移動通信用の鉄塔整備でございます。これはKDDI、それからNTT、これからの分担金でございますけれども、全体事業費の8分の1が分担金として納付されるということでございます。この事業費の総額は7,525万円。分担金は940万6,000円でございますけれども、これは辺地債の適用と申しますか、それになりまして、辺地債の場合は、御承知のとおり100%交付税措置になるものもございまして、交付税措置にならないものもあります。交付税措置にならない部分、つまり純然たる起債償還分、これが1,300万円、つまり7,525万円のうち1,300万円でございます。これの2分の1、つまり650万円、これはさらに県の補助、こういったものが上乗せされると、こういうふうな説明でございました。

次、38ページ、39ページにわたります。総務費の県補助金でございますが、ここに合併特例交付金1億2,000万円ございます。これも説明あったかと思っておりますけれども、合併に伴って1市町村に2億円、合計で6億円交付されるものでございますけれども、これは5年の分割と、こういうことでございます。よって1億2,000万円、こういう説明がございました。

さらに、ここに生活バス路線の補助金がございます。368 万円でございますけれども、これも詳しい説明がございました。内容が2つございまして、乗車密度によって県の補助金が違って来るようでございます。乗車密度が3人未満、これはにかほ市では11路線あると、こういう説明がございました。この県の補助金は8分の1でございます。この乗車密度が高まりますと、つまり3人以上、これになりますと、これはにかほ市では3路線あるようでございますけれども、県の補助金が8分の3というふうに高くなると、こういうことでございます。難しいことではありますけれども、この乗車運動、こういったものについても一工夫すべきでないかと、こういうふうなお話が出ております。

それから、ページ57ページ、18款でございます。雑入でございますが、ここに風力発電周辺施設の管理協力金1,250万円でございます。これは2つの会社でございます。仁賀保高原風力発電株式会社、これが1,200万円。1,200万円の目安とすれば、月額100万円というふうな目安だようでございます。さらにもう1社は、株式会社ユーラスエナジー西目、こういう会社なようでございますが、これが50万円。これは13年度から31年まで17年間という非常に長い期間、協力金という形でにかほ市に入ってくるというところでございます。その反面、ここに至るための除雪、こういうふうな経費は市が直接負担すると、こういうふうなことなんかがあるわけでございます。

次、ページ63ページでございます。19款でございます。市債の関係でございますが、市債たくさんございますけれども、ここに合併特例事業として2,860万円ございますが、これは電算関係の合併推進債というものでございます。電算の関係は今回の合併の絡みで非常に大きな金額が支出されておりますけれども、その電算関係の起債、これは90%が起債充当、70%が交付税算入になると、こういう内容のものだようでございます。

次、ページの67ページ、これも19款の起債の関係でございますが、臨時財政対策債、非常に大きい金額でございますけれども、5億4,770万円でございます。この臨時財政対策債というのは、今議会でも一般質問で質問されておりましたけれども、本来は地方交付税、これにつきましては基準財政需要額、その関係で交付額を全額国が市のほうに単年度で交付することになるわけでございますけれども、国の財政の事情もございまして、それについては交付額の半分、半分は生の金額でなくて臨時財政対策債、こういう形で起債で対応するということのようにございます。わかりやすく言いますと不足部分は延べ払いと、こういうことでございます。ですから、当然これは市の持ち分でありますので、臨時財政対策債、これは13年度からこういう制度が始まっているようでございますけれども、これの元利償還、これは当然に100%交付税の基準財政需要額に算入すると、こういう仕組みになっておるようでございます。

次、歳出でございます。77ページ、2款財産管理費の委託料でございますが、その中に101万9,000円、合併記念事業委託料というのがございます。これは、仁賀保、金浦庁舎の例の篆刻石の標柱でございます。これにつきましては、合併の慌ただしい中での、議会のチェックもないままの予備費使用による支出でございます。これ、議会の皆さん御承知のとおりでございます。この支出が適切な事務処理であったのかどうか、こういうふうなことが意見として出されております。

次、81ページ、2款の企画費でございますが、ここにも13節の委託料647万9,000円、合併関連

ということで出ております。これは名称が変わりましたために、各種看板、これを取りかえる必要がございます。全部で151カ所取りかえたと、こういうことでございます。その金額でございます。

ちょっと長くなりますけれども、次、81ページでございます。2款1項10目広報費の中に委託料128万円ございます。これはホームページの関係でございますけれども、御承知のとおり、にかほ市広報、これは1日と15日の2回発行しておるわけでございますけれども、その段階では当然に必要なものはホームページを改めると、こういうことでございますが、さらに所管から、ぜひホームページを変えたいと、こういうふうな申し出があった場合は、一応のチェックをして随時変更しておると、こういうふうな説明でございました。

次、83ページでございます。2款1項11目交流促進事業費でございます。この19節負担金補助及び交付金でございますが、仁賀保の関係で141万3,000円、象潟で40万円措置されてございます。金浦分につきましては別の科目から支出されておるということでございます。つまりこれは旧3町のふるさと会開催についての公費の負担部分でございます。負担につきましても当然に17年度は別々の考え方の公費負担ということでございますけれども、18年度は、開催はそれぞれ別々になりますけれども、この公費の負担につきましても一応の目安を立てたいというふうなお話がありました。これはどういう目安なのかということまでは説明ありませんけれども、これからの問題だと思っておりますけれども、一応目安を立てて公費負担をしたいと、こういうお話でございました。参考までに申し上げますが、このふるさと会の名簿登録、仁賀保は2,500人、金浦が600人、象潟は1,300人、こういうふうな説明もございました。

次、83ページ、2款1項12目情報化推進費であります。委託料、先ほどもちょっと触れましたけれども、非常に大きな金額でございます。2億5,408万9,000円でございます。これは電算システム構築の委託料でございます。これは当然に合併関連でございます。機関業務、あるいは土地情報、戸籍事務、その他まだまだたくさんあるようでございます。業者につきましても、日立、北都情報、富士システム、その他約10社ぐらいと契約しておるようでございます。契約する段階では、旧町段階での実績、あるいはそれぞれの業者が得意の分野を持っているというようでございますので、そういったことも勘案しながら業者選定をしていると、こういうふうな説明がございました。

84ページ、85ページでございます。2款1項13目国体推進費でございます。これの19節負担金補助及び交付金でございますが、400万円でございます。これはTDKグラウンドの国体サッカー競技場の芝生維持のための市としてのTDKに対する交付金でございます。参考までに申し上げますが、TDKでは、あの2面のサッカーグラウンド、これを管理するために、17年度実績では1,260万円かけていると、こういうふうなことでございます。これは当然、業者と契約してTDKさんが支払いしているということでございます。それに400万円毎年負担していくと、こういうことでございます。

次、84ページ、85ページでございますけれども、2款2項1目税務総務費でございます。3節に職員手当がございますが、その中に1,053万3,000円、職員の時間外勤務手当、これがございます。最初でありますので、税システムに対する移行、こういったものには相当時間を要したものと思われる。さらに、2月から3月にわたる申告業務、こういったものによるものでございます。職員

はサービスセンター、これも含めて20人ということでございます。

ちなみに、いろいろお話が出たんですが、サービス残業というのはあるのかと、こういうふうなお話が出ました。そうしたら、サービス残業も若干あるようだと、こういうふうな説明もなされております。それから、申告の内容でございますけれども、17年度の申告相談は旧町のままで行っております。これも皆さん御承知のとおりでございます。ただ、本年も終了したわけでございますが、将来果たしてそのままでいいのかどうかということは検討課題であると、こういうふうなお話も出ております。それから、青色申告の普及の状況、あるいは自主申告でございますから本人が直接税務署に申告する場合もあるわけでございますが、その辺の状況も話し合われております。これにつきましては、青色申告、あるいは税務署への申告、こういったものは増加傾向にあると、こういうふうな説明でございました。

次、87ページ、同じ税務総務費でございますが、13節の委託料871万4,000円でございます。これは固定資産の評価替えの路線価評価業務の委託料でございます。これは当然3町がそれぞれやっておるわけでございますが、これについては、どういう方々に委託しているのかというふうなお話が出ました。県内でこの作業の資格者といいますが、鑑定士、これは16人いるというふうな説明でございました。その中から5社を選んで指名し競争させていると、こういうお話がございました。

次、90ページと91ページでございます。2款4項3目市長選挙費でございます。途中で補正をいたしまして343万8,000円減額をいたしております。これにもいろいろ質問が出ました。この理由は、立候補者の減、当初予算を組む段階では4人を想定したけれども、結果的には2人であったと。それから、公費負担部分、当然あるわけでございますけれども、こういった公費負担、これも予算を下回ったということでございます。それで途中で343万8,000円補正の減額をしたと、こういうことでございます。

最後になりますが、ページの232ページ、12款に公債費がございます。市債の残高は19年度末で197億円あると、こういうことでございました。とかくこの財政の厳しさ、こういうものだけが市民の前にいろいろ出ていくわけでございますけれども、時にはやはり事業の必要性、あるいは当然大きい事業を展開する場合はそれに地方債というものがついてまいります。ですから、事業の必要性、あるいは地方債の仕組み、これは非常にわかりにくいんですが、こういったものをもう少し市民にわかりやすく、にかほ市の財政というもの、ただ厳しいんだよということだけでなく、もう少しわかりやすくこの財政のPRをする工夫、こういったものが必要でないだろうか、ということが話し合われました。

総務委員会に付託になりましたこの決算でございますけれども、これにつきましては賛成多数で認定に決しております。

以上でございます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりました。総務小委員会委員長に対する質疑を許します。 — 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 77ページの13委託料の関係で合併記念事業委託料ということに対して、小委員長の報告では、適切な運用だったのかと、そういう意見として出されたと、そういう説明だけ

で終わっております。報告だけで終わっております。もっとこの問題については、過般、過去の議会等でも一般質問とか、あるいはいろんな質疑等がされていますから、この決算の認定に当たって小委員会として、こういう意見として出されたら、これだけであったのか、もっとやっぱり論議がされたのか、少し詳しく報告をいただきたいと思えます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 1つは、予備費の執行でございます。予備費の執行は、執行権者の範囲といいますが、その範囲内で適宜にその時宜に該当すれば予備費執行ができるということでございますけれども、予備費執行して13節の委託料に持ってきて支出をしたということでございます。これだけの金額のものを執行するに際して、議会のチェック、こういったものもなされないというのは非常に適切な支出とは言えないのではないかと。予備費使用にも若干の意見はあるということです。ただ、予備費使用につきましては、これこれでは予備費流用だめですよというふうな規定はあるようでございますけれども、それ以外については執行者の段階で予備費充当はできると、こういう内容のものだようでございます。

ですから、そういった両面から見て適切な支出になったのかどうか、そういう投げかけといいますが、それが今回決算、その認定に際しての最終段階でございますから、そういう発言がなされたということで、それについて特に委員会全体で大きな意見になったというふうなことはございません。ですから、私、申し上げましたとおり、そういう意見が出されたということでとめたわけでございます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） これまでの議会の経過の中で、これは私たちの質問に対して次の本予算に計上することになりますと、そういう答弁もあったわけですよ。それがそういう計上されなかったんじゃないかと、そういうことについて委員会ではそういう内容についての話し合いがされたのかどうか伺います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） その点については特に委員会では、どうして出なかったのかと、そういうふうな話まではなされませんでした。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 先ほどの報告の中に超過勤務の手当の問題に絡んでサービス残業についての報告もありました。サービス残業が若干あるようだと、こういうような報告ですが、若干ある内容等説明を受けたり、あるいはそのことについて協議したのかどうかお尋ねします。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 超過勤務、これにつきましては、特に税務の申告時の忙しさ、これは皆さん御承知のとおりでございます。相当超過勤務、時間外勤務、これは出るわけでございますけれども、非常に大きな金額だなどというふうなことからいろいろ質問が出ました。そのサービス残業の質問が出たのは、民間企業と比べてと、こういうお話が出ました。TDKさんのあたりもいろいろ話として出たんですけれども、当然、自分の仕事としてしなければならぬものは、それ

が、その時間外勤務なのか、自分の仕事なのか、判明しない部分あるわけですが、民間企業での話なんかを若干紹介されまして、しからはば税務課の職員においてはどうなのかと、このぐらいの質問が出ました。その段階で、金額がどうのこうのというところまではお話はなかったんですが、どうもサービス残業もあるようだというふうな当局のお話があったと、その程度でとめております。

【「議長、ちょっと休憩願います」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 暫時休憩します。

午前 10 時 59 分 休 憩

午前 11 時 00 分 再 開

一般会計決算特別委員長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 先ほどの竹内賢委員の質問に対する私の答弁でございますが、例の庁舎の篆刻石、この問題でございます。これにつきましては暫定予算の予備費を委託料に流用すると。流用して本予算でも委託料で支出をしたいと、こういうふうな説明がございました。私はこの部分について、検討していないというふうなお話をしたんですが、そういうお話があったということで私の最初の報告をちょっと訂正して御報告したいと思います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13 番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13 番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） それでは、去る 9 月 12 日当教育民生決算特別小委員会に付託になりました議案第 111 号平成 17 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、審査が終わっておりますので御報告いたします。

その決算中、市民部、消防、教育委員会に関する事項であります。つけ加えますが、この時点では平成 17 年度は組織改変前ですので、ここに健康福祉部が掲載されませんので、そういうふうに理解をいただきたいと思います。

この件につきまして全員の賛成により認定をいたしております。

当教育民生委員会の所管する中霊塔移設工事、象潟斎場建設工事、ごみ焼却施設整備、消防ポンプ自動車 C D - 型購入、各小中学校の改築・改修工事、象潟中学校用地造成、フェライト子ども科学館のファンタジーシアター更新等々の大きな事業、そして福祉や教育関連の扶助費や補助を含め、おおむね順調に終了していると確認をいたしております。全体的には合併時の予算計上の不備から決算にあらわれている部分も散見されましたが、それだけの理由ではないにしても、不用額と

支出額の不均衡が委員から指摘されております。

二、三、審査の内容を申し上げます。

介護予防事業として、高齢者筋トレ等と決算書には表記されておりますが、いわゆる高齢者の機械を使った筋肉トレーニングのことで、市ではパワーリハビリ教室として開設し、効果を上げているようです。今後継続することによってさらにその効果が期待できそうで、岩手県の例では、介護料が下がったという報告もされているようであります。

学校給食の人事及び給食費等の一元化についても提起されました。旧3町で自校方式、センター方式、正職員、臨時職員、給食費の徴収方法等と、システムに相当の違いがあることから、教育委員会としてもできることから統一を図っていきたいとのことであります。

また、仁賀保中学校建設のための用地は今決算でほぼ予定どおり取得されたとのことで、象潟中学校の順調な建設が仁賀保中学校にも引き継がれることを願っております。

本会議で代表監査委員からも指摘がありました旧象潟町の町史ですが、委員会でも取り上げられ、既にかほ市の財産であるので、当局、議会が知恵を出し合ってその頒布に取り組むべきとの意見が多く、当局にもさまざまな考え方があるようですので、なるべく早い機会に行動するよう強く要請をいたしております。

以上、報告を終わります。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） 御報告申し上げます。

平成18年9月12日付託の事案につきまして審査を終了いたしましたので御報告いたします。

議案第111号平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、産業建設部に関する事項、まだ合併前の構成でございまして、産業部、建設部と分かれておりませんので御了解をいただきたいと思っております。全員の賛成によりまして認定をしております。

内容について若干の説明をさせていただきます。

6款1項3目19節、ページ137ページから139ページ中でございます。農業振興費の中で、土づくり強化推進対策事業費につきまして、旧仁賀保と旧象潟では単価の違いがあるということでございます。10アール当たり象潟では500円。ただし3カ年連続。仁賀保については1,000円。ただし新規に散布した農家に対しては1年のみという説明を受けております。

続きまして、6款1項8目、ページ145ページ、平成12年度から16年度までが前期分となり、その後、継続ということで17年度から22年度までの5年間継続となっております。中山間地域の振興費でございます。

続きまして、6款3項2目、ページ153ページ、水産振興費中、19節の地域水産物供給基盤整備費中にごさいますが、こちらは現場も踏査いたしました、金浦にあります沖の弁天橋、人道橋工事でごさいまして、1億5,109万8,150円の中で国が50%、県が40%、そして市が10%という内容の工事であります。

続きまして、6款3項5目、ページ155ページ、漁村活性化推進事業費中、13節の委託料、こちら現場のほうを踏査いたしました。湾頭画廊壁画作製ということで、金浦漁港の前にある壁画でごさいます。金額について143万8,500円。平成17年度に市内小中学生徒を対象といたしまして、海をテーマにした原画を募集いたしましたところ、350点が応募ありまして、その中から選考会により20点を壁画パネルの原画に採用しております。

続きまして、7款1項2目、ページ159ページ、商工振興費の19節特産品開発助成金109万6,000円につきましては、17年度は4件の助成実績となっております。鳥海焼に21万円、象潟ねむの丘まんじゅうパッケージに21万円、それからジャージープリンラベルデザイン容器に17万6,000円、そして、ねむの丘まんじゅうの冷蔵庫に対して50万円。すべて事業総額の50%という助成となっております。

続きまして、8款2項3目、ページ172ページ、道路橋梁新設改良費、17節公有財産購入費224万4,036円。3地区の用地購入単価につきましていろいろの単価の違いがございました。釜ヶ台地区では畑が550円、原野が400円。金浦地区が田んぼが2,200円、畑が1,200円、原野が880円。中野集落、仁賀保でごさいますが、田んぼが2,500円というふうに若干の違いがあります。数年前に付近での売買実績があり、その単価をもとにしているということでごさいます。今後、各地区の実勢価格を調査して、できれば単価統一していきたいというふうなことでございまして、かなり難しいのではないかとこのことを伺っております。

意見の中で、建設課の審査の中でございまして、地区要望に対する御意見がありまして、合併に際して各町で地区要望を実現するためかなりの予算をつけてもらって維持改良している。今年度もかなりの数の地区要望に対しまして予算要求をしておりますが、一般財源でごさいまして、緊急性の再調査が求められる。その中で優先順位をつけまして配分すると、地区要望のおよそ1割程度しか実現ができない状況であるということでごさいます。

なお、緊急を要するものにつきましては補正要求等に対応していくということでごさいます。

以上で報告を終わります。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 15番榊原均委員。

15番（榊原均君） 1点だけ委員長にちょっとお伺いします。

ページ159ページ、商工振興費の特産品開発助成金、4件ほど今回補助の対象にしたということでごさいますけれども、その成果等について、もし成果、その結果、このようになったみたいなどころ、もし審査されましたらお知らせいただきたいと思っております。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） すべてを把握しているわけではないということでごさいまし

たが、17年度で担当していたわけですが、18年度は観光課のほうへ業務が移っているもの
ですから、なかなか把握ができないということですが、先ほど申し上げましたまんじゅう
に関しては、月に300個から400個売れているということですが、ほかの、冷蔵庫に関して
はちょっと無理でございまして、それからジャージープリンに関して未確認ということで報告を
受けております。

以上でございます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する
質疑を終わります。

これから議案第111号平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 次に、賛成者の賛成討論を行います。

【16番（竹内賢君）「委員長、休憩ちょっと願います」と呼ぶ】

一般会計決算特別委員長（山田明君） しばらく休憩します。

午前11時15分 休 憩

午前11時23分 再 開

一般会計決算特別委員長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反対討論の発言を許します。 — 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 私は、議案第111号平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定につい
て反対の意思を表示します。

1つは — その後もう一回本会議で言いますから — この半年間の予算のあり方ですけれど
も、先ほども総務決算特別小委員会での論議にもあったようだけれども、1つは、にかほ市役所
のやっぱり石碑、いわゆる篆刻石です。これが議会に提案されることなく仁賀保庁舎と金浦庁舎に
約81万円予備費支出された。こういう予算執行上も疑義のあることに対して、私はやっぱり議会と
してはきちんとチェックすべきだと、こういう思いがします。確かに81万円ということで少額です。
しかしながら、市民の皆さんからもいろんな論議が出されています。

2つ目は、議員の在任特例中に期末手当引き上げが実施されました。この2つの内容については
合併理念から逸脱しているのではないかと思います。財政の問題が一番大きくて合併されたら、そ
ういう重要課題があったわけです。しかしながら、議員がこういうものについてきちんとチェック
をしなければ、新しいにかほ市のこれからの財政運営にとっても、アリの一穴でありませぬけれど
も、大きな穴になっていくのではないかと、こういう思いがしますから、財政運営のあり方につい

て一石を投じたいということで、市民の理解が得られない予算執行については反対をしたいということで、この歳入歳出決算認定について反対をしたいと思います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） これで議案第 111 号に対する討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 111 号平成 17 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、各小委員長の報告はいずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 111 号平成 17 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前 11 時 27 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23名)

1番	飯尾善紀	2番	佐々木正勝
3番	市川雄次	4番	池田好隆
5番	宮崎信一	6番	佐藤文昭
7番	佐々木正明	8番	小川正文
9番	伊藤知	10番	加藤照美
11番	佐々木弘志	12番	村上次郎
13番	菊地衛	14番	佐々木清勝
15番	榊原均	16番	竹内賢
17番	佐藤元	18番	斎藤修市
19番	佐々木平嗣	20番	池田甚一
21番	本藤敏夫	22番	佐々木正己
23番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
代表監査委員	小松欽一	総務部長	須田正彦
市民部長	池田史郎	健康福祉部長	笹森和雄
産業部長	岩井敏一	建設部長	金子則之
教育次長	小柳伸光	ガス水道局長	須田登美雄
消防長	高橋誠	総務部総務課長	齋藤隆一
財政課長	佐藤好文	税務課長	森鉄也
収入役室長	齋藤乃里子	市民課長	木内利雄

福祉事務所長 細 矢 宗 良 農 林 課 長 阿 部 誠 一
建設課長 佐 藤 家 一 下 水 道 課 長 佐 々 木 義 明
教育委員会総務課長 佐 藤 文 一

.....
平成 18 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 121 号）

第 2 討 論

第 3 採 決
.....

午前 11 時 27 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計予算特別委員会を開きます。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） 議案第 121 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）、当委員会に属する部分の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、歳入でございます。4 点ばかりでございます。いずれも 10 ページでございます。

1 款 1 項 2 目 1 節に法人の現年課税 1 億 6,000 万円という大きな金額の減額がございます。これは当初の段階で 17 年 3 月期の実績を見込んでの予算措置、そのためのものであります。中間納付は大半の企業が 11 月ということがございますので、18 年度を想定して今回補正に及んだというものでございます。

さらに、2 項に固定資産税の現年課税、これがございます。これにつきましては 1 億円の増加でございます。これ、説明があったとも思いますけれども、企業の設備投資が順調に進んでいる企業もあると。その関係で償却資産が非常に伸びたと。そのための固定資産税の増でございます。

それから、9 款地方特例交付金、5,948 万 3,000 円、大きな金額でございます。これは減税補てんの関係と児童手当の関係と 2 色でございます。つまり恒久的な減税の関係で市町村の財源が落ち込んでいると。それに対する補てん、これが減税補てん特例金でございます。児童手当につきましては児童手当の制度拡充、これによって市の負担がふえていると。それに対する補てん、これ、一定の基準によった補てんでございます。

さらに、10 款地方交付税がございます。これも 1 億 6,579 万 5,000 円、非常に大きな金額でございます。これについても詳しく説明がございました。それから 18 年度の交付税の算定台帳、これでも御説明をいただきました。交付税につきましては非常に内容が複雑でございます。基準財政収入額、基準財政需要額、これがございますけれども、財政収入額、これは約 8 億円ぐらいふえているということでございます。さらに財政需要額、これについては国調の人口の減、あるいは職員定数の削減の状況、あるいは人勤による人件費の減、こういったものから約 4 億円ぐらい基準財政需要額は落ち込んでおると、こういうことでございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、それを全額交付税ということではなくて、臨時財政対策債、こういったもので 2 つに分けているということでございます。その金額を精査したものが 1 億 6,579 万 5,000 円の減額ということでございます。

さらに、交付税でさらに説明があったわけでございますけれども、例の合併によって、何と申しますか、10 年間は、議会の皆さん御承知のとおり、別々の市町村とみなして額を算定しております。18 年度の算定台帳では、参考までに申し上げますが、交付の基準額、これは 30 億 2,200 万円、こういうことでございますけれども、決定額では 38 億 3,400 万円。つまり 8 億程度上回っているということでございます。ですから、こういう形が 10 年間は続きますよと、こういうことでございます。で、2016 年度からは 1 町での算定になると、こういう説明がございました。

次、歳出でございます。二、三説明いたします。

15 ページでございます。1 款 1 項 1 目 9 節の議会費の旅費でございます。116 万 8,000 円でございます。これはふるさと会参加に対するものでございますけれども、当然、積算の基準は条例にのっとった積算額、それを措置したということでございます。いろいろとふるさと会についても御意見が出ました。ふるさと会のあり方、あるいは参加について、目的意識を持つべきでないかと、こういう御意見が出ました。市当局でも、ふるさと宣伝大使、こういうものを委嘱して中央の情報を得たいということで精いっぱい努力しておるわけでございます。議会としても、当然、合併した新たなにかほ市の宣伝、あるいは中央の情報収集、こういったことに努めるのは当然ではないかということでございます。要は、こういった参加した後の効果みたいなもの、あるいは参加した後の結果、結果のフォロー、こういったものをどういう形にするか、これが非常に大切ではないかという話がなされました。

来年度以降のあり方については、総括と申しますか、これを受けて新たな気持ちで検討すべきであろうと、こういうふうな意見が出ております。ただ、この中で、従来のようなふるさと会参加、これは 3 町別々でございますから、それぞれのニュアンスの違いがあるようでございます。その参加では少し物足りないのではないかと。これ、3 町でそれぞれ温度差がありますから一概に言えない面もあるかと思っておりますけれども、その点は御理解いただきたいと思うんですが、そういった参加では果たして全員が参加する必要性に乏しいのではないかと、こういう意見があったということをお申し述べたいと思います。

次、16 ページ、2 款 1 項 1 目 9 節の旅費のうち特別旅費でございます。金額は非常に小さい金額です。32 万 6,000 円でございます。これは二本立てになっております。1 つは、職員による海外研修でございます。ヨーロッパ外 2 カ国を回ると。手を挙げた職員が 4 人あって、それなりの方法で

検討して、1人から海外研修をしてもらうということでございます。それから、2つ目は、ソウルに
－ 韓国のソウルでございます － それぞれ地域の売り込み、観光、あるいは物産、こういった売り込みをやっているようでございます。そういった組織がございまして、秋田市長が会長でございます。この事業にぜひ参加したい。合同ソウルセール事業というものでございます。これ、市長はそちらの予算で行くわけでございますけれども、当然職員が随行すると。その随行する職員のためのものでございます。この2件で32万6,000円というものでございます。

さらに、17ページ、2款1項9目13節の委託料でございます。この中に400万円の予算がございます。都市再生整備計画の予備調査でございます。これは議会の一般質問でも出たわけでございますけれども、例のまちづくり交付金、この事業で取り組みたい。これは国土交通省の事業だようでございますけれども、例の合併絡みでの文化施設、こういったものも含めた金浦地域の活性化、これはどうあればいいかというふうなものを、最終的には採択いただければ、このまちづくり交付金事業、これで事業執行したいと、こういう考え方でこの予備調査に取り組むものでございますけれども、これは来年の3月までで予備調査の成果品が出ると。19年度にさらに本調査、700万円程度で本調査を行って国土交通省に概算要求をすると。20年の4月の本採択を目指す、ということでございます。事業は5年間。これの上限は21億円、こういうお話がありました。

ただ、ここでいろんな議論が出ました。まちづくり交付金事業、どうして金浦地区だけなのかと、こういう意見が出ました。これについては文化施設、これ、議会の皆さん御承知のとおりでございます。その辺もあって、まちづくり交付金、ぜひこれに手を挙げたいと。ただ、既に進行してある総合発展計画、これとの整合性はどうかというお話が出ました。総合発展計画は作業が進行中でございまして、準備が整えば12月の議会に提案をしたい、こういう進行状況でございます。一方、まちづくり交付金のほうの成果品は来年の3月までということでございます。話はいろいろ出たんですが、つまり総合発展計画みたいなものが先に出発して、その後まちづくり交付金と、こういうものであれば非常にわかりやすいのかなと、こういうふうなお話なんかも出ましたけれども、一応当局とすれば、まちづくり交付金事業、これは内容は非常にいいものでございます。これで進めたいと。これがつまりこの400万円の都市再生の事業でございます。

それから、17ページ、2款1項13目に国体関係の負担金交付金300万円出ています。これは秋田わか杉国体の実行委員会に交付するものでございます。TDKのサッカーグラウンドに800席の仮設グラウンドをつくると、こういうものでございます。

それから、最後になりますが、19ページ、2款4項3目市議会議員の選挙費1,858万円、大変大きな金額の減額でございます。これは立候補予定者が予定より少なかったと。それから看板の設置箇所も少なかったと。公費負担の請求も少なかったと。その辺を積み上げたものが1,858万円であると、こういうふうなお話でございました。

補正予算、当委員会に付託なった部分につきましては、賛成多数で可決に決しております。

以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員会委員長に対する質疑を許します。 － 21番本藤敏夫委員。

21番(本藤敏夫君) 1点だけ。ただいまの17ページですが、都市再生整備計画の説明、審査の内容で、金浦に限定した理由が、総合文化施設等の計画の関係もあるのではという説明であったように聞きましたが、総合文化センター、あるいは施設は全域にかかわる大きな計画になるべきものだと思うので、何でその関係で限定されたのかなと疑問に思いましたので、もし審査しておられるようであればお知らせいただきたいと思います。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 総務小委員長。

総務小委員長(池田好隆君) 答弁をいたします。

この事項につきましてはいろんな御意見が出ました。それで、この区域の問題でございますけれども、このまちづくり交付金、これに手を挙げるためにはにかほ市全域ではだめなのかと、こういうふうなお話も当然に出ました。ただ、この制度の考え方がございまして、エリアが例えば市街化区域、あるいは都市計画区域、その程度のものだと。この事業はですよ。そういうふうなことで全域というふうなとらえ方はこの事業ではできないと。ですから、さらに別の問題が、大きな問題が発生した場合は改めてまた手を挙げていくと。まあ、この事業になるのか、別の事業になるのか。つまりエリアがある程度制限されると、残念ながら全体をとらえるわけにはいかなかったと、こういうふうな説明でございます。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 21番本藤敏夫委員。

21番(本藤敏夫君) そうすれば、まちづくり計画のいわゆる整備計画に基づいた交付金の交付要件によって限定されたと、こう理解してよろしいのでしょうか。

一般会計予算特別委員長(山田明君) 総務小委員長。

総務小委員長(池田好隆君) この事業の性格がそういう内容のものであるというふうな当局の説明がありましたし、それをまず了としたということでございます。

【21番(本藤敏夫君)「ありがとうございます。終わります」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長(山田明君) 16番竹内賢委員。

16番(竹内賢君) 2点伺いたいと思います。

1つ目は、15ページの議会費の中での116万8,000円の旅費算定の基準というか、旅費規程があるわけですが、これは職員の旅費規程に準ずるといふふうになってはいますが、内容が、本会議でも1回聞きましたが、日数は1泊2日と。そして電車と、そういう話がありました。例えば電車で行く場合に100キロ以上の場合にはこれこれといふふうになっていますから、これの算定の基礎というか、電車の場合は指定席が何千円ですよ、特急券が何千円ですよ、新幹線が何千円ですよ、そういう内容について審査がされて5万700円、1人当たり、なったのか。その点について伺いたいと思います。

それから、あわせて、ふるさと会参加の会費ですね。旧象潟町時代は1人が5,000円といふふうになっていましたから、例えば仁賀保、金浦、象潟の場合は、これはこの旅費の中には入っていないのかどうか、ついでに、そういう論議がされたのか伺いたいと思います。

2つ目は、17ページ、今、本藤委員もお聞きしているようですが、私は別の角度からということで、都市再生整備計画予備調査、具体的に、例えば金浦地区に文化施設をつくりたいと。そして、

にかほ市としてはこういうエリアにしたいとか、具体的な内容、いわゆる予備調査を委託した具体的な名前と具体的な内容について、どういう当局からの説明があったのか、その点について伺いたいと思います。例えば、由利本荘市の場合は、子吉川、芋川といった形でそのあれということで内容は、例えばあそこの水辺のあれとかというふうにしてなっていますから、にかほ市の場合はどういう、具体的に、こっち側からです、主体性というのは、こういうものをやりたいので調査をしてくれというふうにしてやったのか、その点について論議されたのか伺います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） お答えをいたします。

第1点、議会の旅費の関係でございますけれども、御承知のとおり、にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例がございます。この条例に基づいた積算金額ということでございます。これは当然のことであろうと思います。それをよしとしたということでございます。

それから、ふるさと会の会費どうのこうののお話が出ましたが、それについては委員会では特に触れておりません。

それから、企画の関係でございます。このまちづくり交付金、この予備調査の計画書を得るためには、金浦町の概況、あるいは金浦地区の活性化、それから金浦地区の極端な話を言いますと目標設定、どうい目標かと、それまではお話ししませんけれども、目標設定までかなりのその内容のものがこの計画づくりに必要だと。予備調査の段階でも必要だと、こういうお話でございました。ですから、そういう内容をこれから積み上げていくと。それから発展計画、この発展計画は大半が文書だけでございますけれども、この発展計画の整合性、こういうものも当然出てきますから、書類提出、あるいは話し合いの段階で市当局の考え方、具体的にどうということまでは委員会で審査はしませんでしたが、そういう市の考え方というものは当然に出ていくのでないかと、こういうふうなことで特にその点についての具体的な内容まで委員会では審査はしませんでした。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに。 - 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 旅費規程はわかっているんですよ、私も。ただ、この積算の、例えば電車賃幾ら、指定席幾ら、特急券幾ら、こういうふうにして出てきて、日当が幾ら、日当が一日 2,500 円になっていますから、宿泊が 1 万 3,100 円になっていますから、こういう積算した内容で 5 万 700 円と出た、その内容について、そういう審査がされたというか、その場でありましたかということを知っているわけですから、大まかな旅費規程ということ、旅費規程は私も見えていますから、そうじゃなくて、積算根拠ということはぱちぱちぱちぱちというふうに出る数字が出て、イコール 5 万 700 円ですと、これですかということを知っているわけですから、なければならないというふうにして言っていただいて結構です。

あと、それから、都市再生整備計画、これは丸投げではないわけですね。金浦地区に総合文化施設を核にしてこういうまちづくりをしたいので予備調査を委託したと思うんです。予備調査を委託をしたその内容について、市の考え方が出ていたのかどうか、あるいは例えば予算がこういうふうにして 400 万円と出ていますから、何かの説明資料というものが出されて、総務予算小委員会で論議されたのか、そこを伺っているわけです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） 旅費の関係でございますけれども、5万700円、これは提案の段階で御説明あったわけですが、どの部分が幾らと、それまで込み入った審査はいたしておりません。当然、条例に基づいてきちっと積算したもの、そういう金額の積み上げが5万700円であろうと、そういうふうなことで特にその内容までは審査をいたしておりません。

それから — 申しわけございません。都市再生のこと、もう一度お願いいたしたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 予備調査を委託するわけですから、市のいわゆる本音というか、市としてはこういう金浦について、金浦地域につくる文化施設を中心としたこういう考え方を持っていますよということをやっぱり意義づけを、意義づけというか、そういうものを出しながら調査を委託しているのが当たり前だと思うんですよ、400万円ですから。まるっきりただ概況とか、あるいは合併協議会でのまちづくりとか、そういうものだけじゃなくて、現在合併した後のこの半年間とかそういうものを経ながら、金浦地域にこういうまちづくりを考えたいので、もっと精査して、というふうに出していると私は思うわけですよ。したがって、そういうことについて市からその調査を委託した内容というか、具体的な内容、あるいはこの文書による資料、そういうものが出されて審査をされたのですかということをお聞きしているわけです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） その資料までの提示はありませんでしたし、それまでの提示も求めておりません。当然に、前段で申し上げましたとおり、この金浦地区をどうするか、文化施設だけでなくどうするか、そういった、多分金浦小学校の跡地利用あたりまで含めてのお話もされております。ですから、そういう内容の予備調査でございますから、当然、市の意向はそれに強く入っていくだろうという考え方のもとに、あえて細々した書類の提出まで求めなかったということでございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） じゃ、前のほうに戻りますが、116万8,000円の関係です。細々としたところまではそういうふうにしなくて条例どおりだということですが、一般感情としてそれはわかりませんが、条例どおりしなければならないというのは。ただ、一般感情としては、今ぱっと計算しても、電車賃が2万4,000円、それから1万3,100円、日当が5,000円、あと上野駅から、あるいはどこかからのものが電車賃ということで200円とか300円というのは、そういう計算になると思うんですが、キロ点において。そうすると、5万700円からかなり私の計算では少ないんですね。ところが、旅費規程上はそれを支給しなければならない。こういうことはわかるわけですが、だから私は一つ一つの積算に基づいての5万700円ということを知っているんですけども、そこまではやらなかったということをもう一回確かめて終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（池田好隆君） あくまでも条例に基づいた正規の積算でございますので、それを信用して、あえてその中身までの資料は求めなかったということでございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

昼食のため1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） 去る9月12日、当教育民生予算特別小委員会に付託になりました案件につきまして審査が終わりましたので、報告をいたします。

議案第121号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、市民部、健康福祉部、消防、教育委員会に関する事項ですが、賛成多数により可決をいたしております。

本会議で担当のほうからかなり詳細な説明がありましたので、二、三ピックアップして報告をいたしたいと思います。

博物館に関する国際交流に対する助成金を受け、白瀬隊ニュージーランド寄港95周年記念特別事業を実施するわけですが、助成金は仙台市にあるカメイ株式会社が運営するカメイ社会教育振興財団に申請をしていただくということのようであります。そして、ニュージーランド・クライストチャーチ市のカンタベリー博物館との南極及び白瀬隊にまつわる資料や展示品を相互に貸し出すというもので、この機会に今まではなかった白瀬南極探検隊長の胸像も製作するとのことであります。

新しい項目として、後期高齢者医療広域連合準備委員会にかかわる市町村の負担金が計上されておりますが、現行の老人医療制度にかわり、75歳以上の後期高齢者医療制度が平成20年4月からスタートするにあわせ、運営主体は県となっており、全県の25市町村で構成するための負担金です。既に設立の準備委員会の幹事会が8市2町の担当課長等で構成され、規約案、組織案、スケジュール案、役割分担表まで提示されております。

平成19年4月からは9市3町の職員12名が事務員として派遣され、平成20年のスタート時には全県の市町村から1名ずつの派遣の事務局体制になるようであります。いずれ詳しいことは12月議会に広域連合設置の議案が提出される予定ですので、その際に全容が明らかになると思います。額は多くありませんが、全国大会出場の報償費と補助金の組み替えですが、これまで旧3町の対応がまちまちだったようで、今回補助金交付要綱を作成し統一したものであります。

委員からは、児童扶養手当給付の国の負担割合を減じて地方に負担を強いることや、後期高齢者医療の制度上の問題を指摘する意見が述べられております。

以上、報告といたします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） 9月2日付で付託になりました産業建設小委員会の事項につきまして御報告を申し上げます。

議案第121号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中の産業部、建設部に関する事項でございます。全員の賛成によりまして可決をしております。

審査の内容について若干御報告を申し上げます。

本会議でもありましたが、7款1項2目の委託料、企業誘致リーフレット製作委託料について、一般的にいろいろな市町村でリーフレット等出ているわけでありますが、本市のリーフレット製作につきましては、他市と違いまして先行投資的に造成し買い手を持つようなものではなく、TDKの集積になった地域の特性、また、物づくりの歴史、全国に誇れる技術もあるということアピールし、企業群があって、にかほ市で仕事がしたいという、そういうようなものにしたいというふうに向っております。これは10月中に完成をしたいということでございます。

7款2項1目の観光総務費の中で4節から18節までの減額となっておりますが、こちらのほうは18年度合併市町村地域資源活用事業助成の申請が認められなかったもので、そのために減額となったものでございます。

8款2項5目の除雪費に関しましては、過去7年間の平均で算出した金額でありまして、昨年度は大変な大雪に見舞われまして、予算のほうも大分大変だったようでございますが、その縁で出たのが、仁賀保地区と、それから金浦、象潟地区との方法が、いわゆる仁賀保の場合は直営、そして金浦、象潟は委託ということで、この辺をどういうふうにか考えるかということでございましたが、一応、平成17年度と平成18年度はこの体制でいくと。平成19年度からは、明確な方針は出ておりませんが、直営の臨時職員のほうが定年になるときに補充するか、また委託に移行するか、今後の課題というふうに向っております。

次に、8款5項1目の住宅管理費でございますが、こちらは現場のほうを踏査いたしました。金浦高森団地の1戸が、排水ますに樹木の根が入り込み、地盤を下げたということで、大分、ちょうど半分ぐらい傾いておりました。見た目でもコンクリートがひび割れて、非常に住める状態ではないということでございました。片側のほうを上げれば修繕可能であるということで、こちらに400万円の予算をつけたということで、この予算で本当にできるのかどうか、見積もりは詳しく取ったということですが、二度とそういう地盤割れのないような工事をしてほしいという要請をしております。

以上であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 21 番本藤敏夫委員。

21 番（本藤敏夫君） 1 点だけ審査の結果内容についてお聞きします。

40 ページの道路除雪委託料であります。毎年のように車道の除雪は早めにやられますが、歩道の関係で地域住民から苦情や要望がよく出るわけでありましたが、これは車道、歩道限らず除雪体制をとるという前提での予算であったかどうか、もし審議されているようでしたらお願いいたします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） お答えをいたします。

車道、歩道という区分けでは審査はしておりません。が、釜ヶ台のほうに 13 トンのドーザ、それから象潟のほうで小型ロータリー、この小型ロータリーのほうが、2 メートルということでございましたので、こちらのほうが車道、歩道、両方可能になるのではないかと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 1 点だけお伺いしたいと思います。37 ページの観光施設費の需用費、これは説明ではたしか修繕料ということで、圧雪車のというふうにして私は 210 万円メモしてあるんですが、象潟スキー場の圧雪車が盗難に遭ったと。それについて象潟スキー場のその整備についてどういうふうにして考えているのか、あるいは圧雪車の盗難のその後の状況について、委員会で審査されたのか伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） まずは需用費の修繕料、210 万円がすべて圧雪車、圧雪というわけではなく、この中には象潟駅の看板とか、それからスキー場に対して、スキー場のいわゆる圧雪車の部分の 161 万円というふうになっております。その盗難に遭いました象潟の圧雪車につきましては審査はしておりませんが、いまだにその届け出はありましたが出てこないというふうなものは何っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 121 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。 — 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 簡単に申し上げますが、予算の総務小委員会での委員長に対する質問もしていますが、やっぱり私は、当局も議員も事あるごとに現在の財政については、将来についても厳しいと認識してきたと思います。しかし、この補正予算では、議員のふるさと会参加旅費ということで 5 万 700 円、合わせて 23 人分、116 万 8,000 円を計上されています。これまで市民に対しては各種の助成金のカットや減額をやってきました。市民からはいろいろと地域に根ざした要望が出されています。この点については産業建設委員会の決算小委員会でも、住民の要望に対してはたくさん

の中で1割ぐらいしかこたえられないという報告もされております。なかなかかなえられていない現実もありますから、今、私たち議会が求められていることは、議会に対する予算の優占じゃなくて、市民からの基本を踏まえた財政運営ではないでしょうか。そういうことを考えた場合に、私は、当局も議会もこういう問題についてはもう少し緊張感を持ってもいいのではないかと考えております。

あるいは、議会がふるさと会に、いろんな情報の収集や、あるいはこちらのいろんな情勢を向この皆さんと共有するという点については、私もその点についてはいささかも反対をするわけではありません。しかしながら、例えば旧象潟町では2年間議員のふるさと会の参加についての旅費を計上しておりませんでした。これは旧象潟町議会の一致した内容で計上しない。ところが、情報の共有や、あるいは情勢をこっちのほうからきちんと受けとめるような、そういう必要性を感じているならば、自主出席、そういうことを決めていたわけですから、残念ながら自費の出席は多くありません。私は3年間で2回自費で出てきましたから。だれもおりませんでした。必要性を感じているのは、公費であれば必要で、自費であればそのふるさと会には参加をしなくともいいと、これではやっぱりおかしいんじゃないかと私は思います。議員という活動をする場合に必要性を感じた場合は、公費でなくとも、予算事情があればきちんとやっぱり参加をして話を聞く、話をする、そういうことが必要だと思うんです。そういう意味から言って、出席の意義について、もう少し私たちは確かめ合う必要があるんじゃないかと思えます。

したがって、この予算を計上した一般会計補正予算（第5号）については反対をいたします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） これで議案第121号に対する討論を終わります。

これから議案第121号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第121号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）に対する各小委員長の報告はいずれも可決です。議案第121号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第121号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午後1時17分 閉会

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午後 1 時 21 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 106 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 24、議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結についてまでの議案 24 件、日程第 25、陳情第 10 号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書から、日程第 26、陳情第 11 号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情についてまでの陳情 2 件、及び日程第 29、陳情第 7 号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める」陳情書（継続審査中）の 1 件、並びに日程第 27、請願第 1 号農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書から、日程第 28、請願第 2 号市道（546）水岡・横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書までの 2 件、計 29 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告をそれぞれ求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 当総務常任委員会に付託になりました議案 1 件、陳情 2 件につきまして、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

審査に入る前に現場の視察をいたしました。視察先は、象潟中学校建設現場、次にごみ処理場、一般処理場でございますが、これは仁賀保地区の浜中、金浦の前川、象潟の桂森、この 3 地区のごみ処理場を回りました。次、金浦にあります清掃センター。次に、国体関係で、仁賀保の運動公園、TDK のサッカー場、最後に仁賀保の畑の排水場、これらを当局の説明も受けながら視察をいたしました。あわせて、TDK 歴史館、これも若干の説明を受けながら視察をいたしました。

本題に入ります。

議案第 106 号でございます。にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは、職員定数 395 人を 390 人にするものでございます。当局の説明にもありましたけれども、熱変事業の終了によって公営企業から市長部局への配置替え、これが可能になったと、そのための改正でございます。

審査の段階で 2 つばかり御意見が出ております。

1 つは、行財政改革大綱、これでは 10 年間で 25 人を削減すると。退職した場合は 2 分の 1 を補充すると、こういうことがあります。当然、この削減に伴っては組織の見直し、こういったものは当然に出てくるわけでございます。行政のサービスと定員、これはどうあるべきか、非常に難しい大変な問題ではありますけれども、こういったものについて、にかほ市独自の定員管理計画、こういうものがあってもいいんでないかと、こういうふうな御意見が出ました。

さらにもう 1 点、にかほ市では現在 169 人、大変多い臨時職員を抱えております。特に施設関係、あるいは給食センター、どちらかといいますと教育委員関係に非常に多いわけでございます。これ

はある面では合併の積み残しという面もあるかもしれませんが、余り長くしないでこの課題解決、これを図るべきでないかと、こういった2つの意見が出ました。

当議案の106号につきましては全員の賛成で可決に決しております。

次、陳情第10号でございます。中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書であります。東京都足立区に住所があります日本法輪大法学会、これからのものがございます。

資料等を収集いたしまして内容の検討を行いました。中華人民共和国日本大使館の話、あるいはNPO法人の認証を与えた東京都の話、あるいは中立的な観点だという内容のお話、いろいろ収集できた範囲内で資料の検討をいたしました。ただ、資料を収集し、内容を検討いたしましたけれども、この法輪功そのものの実態、あるいは内容にありますとおり、臓器摘出、あるいは移植の実態調査、こういったものについて国等の機関に要請してくださいと、こういう内容でございますけれども、実態の判明につきましては、にかほ市議会とすれば非常に不可能に近いというふうな判断でございます。つまり地方議会にはなじまない内容のものでないかということでございます。よって全員の反対で不採択に決しております。

次、陳情第11号でございます。「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情であります。これは全国労働組合総連合からのものがございますけれども、これも議会の皆様御承知のとおり、平成19年10月の完全民営化に向けて、差し当たって1,048の集配局の再編合理化、これが進行中であります。当にかほ管内では金浦が対象になりまして仁賀保に統合されると、こういうことでございます。

にかほ市を含めたこの地方における郵便局機能、こういったものは市民サービスの面から決して小さくはないのではないかと。こういったサービスが低下するんでないかということで、これは高齢者のみならず住民に不安を与えているのは事実であります。これはある面から見ますと地方切り捨ての一面もなくはないわけでありまして。そういった意味から、郵便局の維持、あるいは集配局機能の存続、こういったものは地方にとっては必要であると、こういうことから願意妥当であるという判断で、全員の賛成で採択に決しております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 報告が終わりましたので、これから総務常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 去る9月12日、当教育民生委員会に付託になりました案件の審査がすべて終了しておりますので、報告をいたします。

議案第108号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数で可決いたしましたしております。

議案第109号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

制定について、議案第 110 号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決をいたしております。

議案第 112 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第 113 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第 114 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 116 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、いずれも全員の賛成により認定をいたしております。

続きまして、議案第 122 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第 1 号)、議案第 123 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第 1 号)、議案第 124 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)について、いずれも全員の賛成により可決をいたしております。

そして、議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結について、賛成多数により可決をいたしております。

若干審査の内容を申し上げます。

議案第 108 号ですが、本会議でも当局からの説明、資料の配付もあったわけですが、国の医療制度改革で国民健康保険法の一部が改正され、市の条例も改正しなければならないもので、高齢者の医療費の負担割合が変わること、出産育児一時金が 30 万円から 35 万円に引き上げられること、葬祭費が 7 万円から 5 万円に引き下げられることとなります。委員からは、高齢者の負担増が大いに懸念される意見や、現金給付の見直しが 10 月 1 日の施行では市民への周知の問題はないのか、葬祭費は引き下げないで市独自で決定できるのではないかなどの発言がありましたが、医療制度全体の中での改正、国の指導などもあり、やむを得ない。周知については、税金などの賦課収納事務ではなく、給付という観点から、急ぎ周知を図っていきたい。葬祭費については、国保全体の平均が 5 万円程度ということで、8 月中の国保運営協議会、国民健康保険法第 12 条に基づき県知事との協議を終えての提案となっております。

続きまして、議案第 109 号ですが、本会議で消防長から詳細に説明があったとおりであります、寺田集落の消防装備については無償譲渡し、積載車は署で引き揚げ、いずれ十数年以上経過しているので、車検のときに処分を考えるということでもあります。現在は各部の車検時に貸し出しをされております。また、現在の団員の実数は 605 名ですが、今後の勧誘、平成 19 年度 4 月からは女性団員も入団させたいとの考えから、幅を持った定数の決め方となっているようであります。ちなみに、団員 1 人当たりの人口は、秋田市消防本部が 150 人で最高値、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部が 26 人の最低値、にかほ市は 42 人で全県平均が 54 人となっております。

議案第 110 号、前の議案 109 号に伴う改正でありまして、水防団条例第 4 条に消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、水防団長及び団員にこれを準用するとの定めにより、消防団イコール水防団で団員定数を同じにするものであります。委員からは、危険な河川はないのかとの質問が出ましたが、河川改修の進展により、ここ数十年、災害と言われる事案はなく、特に危険と思われるところもないということですが、これから作成される新たな水防計画には、想定され

る箇所を加えて万全を期すとの回答を得ております。また、消防団、水防団の報酬が消防団に包含されており、実態に即した報酬体系が必要との意見が出されております。

議案第 112 号ですが、この決算では、不納欠損処理や収入未済額が審査の焦点となりました。不納欠損については、地方税法等の規定で執行しているものの、これまでの旧町の慣行や現在でも不均一課税となっていることから多少の違いが感じられました。また、収入未済額については、県職員の派遣制度の利活用や、滞納整理組合という考え方もあるようで、委員からも収納には一層の努力を望む意見が出されました。ただ、決算書の 247 ページ、248 ページの備考欄に掲載の、収納率は 5 月末の出納閉鎖時にはそれぞれ 1~2%から 10%台まで伸びてはおります。なお、加入世帯や加入者数、歳入歳出の主なるものは、当局から提出のあった平成 17 年度にかほ市一般会計、各特別会計歳入歳出決算書説明資料に掲載されております。

議案第 113 号は、決算書については特に問題がないと判断をいたしております。年度末に 400 万円を積み立てて、基金のこの時点での現在高は 1 億 2,900 万円となっております。委員からは、高齢者の薬代の負担を減らすためジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品の使用や、老朽化が懸念される医療機器についての質問が出されました。和田診療所長は、ジェネリック医薬品の使用率は欧米では 5 割を超えているのに対し、日本では 20%以下、薬価ベースでは 5~6%程度にすぎないとの現状の説明をされ、患者負担や保険料の節約のためにも極力使うようにしているとのお話を伺っております。また、医療機器については、もう一度点検し、計画的な更新を考えていきたいとの回答を伺っております。

議案第 114 号につきましては、2,562 万 8,000 円の赤字決算となっておりますが、この会計の処理は翌年度精算ということになっており、去る 6 月定例議会の専決第 4 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）で歳入で過年度分、歳出で繰上充用として処理されております。決算書には旧町の剰余金等も入っておりますが、やはり医療給付の伸びが追いつかない状況であります。

議案第 116 号は、この会計は、合併により、仁賀保地区 4 カ所、金浦地区 2 カ所、象潟地区 5 カ所の計 11 の簡易水道の決算であります。歳入の市債、歳出の工事費は主に大須郷地内の水源井戸の築造工事となっております。

議案第 122 号ですが、歳入の減額は市の税率改正が主な要因のようであります。この会計ではヘルスアップ事業が新規に計上され、当局の説明の繰り返しになりますが、目的は生活習慣病の予防のため基本検診で抽出された — 今回の対象者は 100 人ということですが、食生活指導、栄養教室、運動教室を継続的に実施し、健康増進とともに国保の医療費の伸びを抑制するというものであります。これまでも年に数回類似の事業を行ってきたようですが、体系的・継続的に行える補助ということで、全国では 345 市町村、県内ではにかほ市だけの補助となっております。

委員からは、対象者の選定や事業の進め方、その効果等についての質問がありましたが、対象者は基本検診でメタボリック・シンドローム、内臓脂肪症候群の診断基準に当てはまる人、事業は、市民課、健康推進課、スポーツ振興課が中心となり、医師なども含む事業運営委員会でも協議し、外部委託も含め、医師の講和、栄養教室、運動教室、血液検査、個別面接等々のカリキュラムを実

施していくとのこと。効果については、先進的に実施している地区の例や、これまで市で行ってきた類似のプログラムで体重の減や血液の良化 — いわゆる血液がさらさらになるというような表現でしたけれども — などが実証されているとのことであり。10月からの半期の事業では十分な実施ができないのではないかと問う際には、基本検診がすべて終了するのは9月ごろということで、次年度以降の継続についても時期的に問題はないとの回答でした。いずれ平成20年からは全国の国保運営体が事業主体となって必ず実施しなければならない事業ということになるようであり。

議案第123号、歳入の減は検診方式の変更によるもので、歳出では基金に100万円を積み立て、基金現在高は1億3,000万円となります。委員からは、先ごろ行われた検診について、特に仁賀保地区の住民に不満の声が大きかった。医療機関方式から集団検診方式への移行について実際の担当部署は健康福祉部ですので、和田診療所長からは医師会の動向や現場の諸事情について参考として伺っております。

議案第124号は特にございません。

議案第129号ですが、なるべく地元業者の参入をやすくするため、そして入札の透明性を高めるため、公募型の指名競争入札の方法で、共同企業体の代表者となる企業のハードルは高くし、逆に代表以外にはにかほ市内の格付Aと、Bでもよいということにし、2カ年の事業費ということで提案されている契約となっております。委員からは、大きい工事料なので、むしろ本体建築、電気設備、機械設備、外構工事など分割発注のほうが地元業者が参入しやすくなるのではとの意見が出されましたが、本体で約13億弱、電気で約1億弱、機械で約2億強という概算工事費から、格付Aの業者に限られ、反対に地元業者の入札参加を困難にするとの観点から、A、Bの地元業者と大手との特定建設工事共同企業体の公募をしたとの説明がありました。

契約事業者には、これまで同様、地元業者への仕事の発注を促していくとのことであり。また、この契約の代表者となる奥村組について、一部新聞報道により疑いのまなざしが注がれていることが指摘されましたが、当局の回答によりますと、同社が平成15年に福島県の工事を受注した関係で、東京地検特捜部の求めに応じ、任意で8月15日関係書類を提出し、捜査には全面的に協力しており、当時の詳細を知る前々任の支店長は病気で亡くなり、関係書類も提出していることから、報道された件についての事実関係の確認はできていないようですが、8月15日、そして一部新聞報道以降、特捜部の事情聴取、連絡、呼び出しは全くないということで、これらのことを県にも問い合わせしたところ、現状では法律上、手続上、問題がないという状況であります。委員会としても、大変神経を使い審査をいたしました。中学生のために一日も早い新校舎完成を願い、可決といたしております。

なお、工事の内容、完成予定図等は以前の議会で配付されておりました。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長に対する質疑を行います。 — 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 大変慎重審議された件でございますが、答弁に入る前に、午後になりま

すと大分お疲れの方もおるようでございますが、暫時の間御辛抱いただきたいと思ひます。

実は、委員長にお伺ひしますけれども、いろいろなこの129号の象潟中学校の改築の件でございますが、さまざまな情報が来たということでございますけれども、この事実を当局のほうからはどの時点で御報告あったものですか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（菊地衛君）「ちょっと休憩してください」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時48分 休憩

午後1時48分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 当委員会では教育民生関係の審査が9月の19日でありました。ですから、当局から正式に伺ったのは9月19日ではありますが、それ以前に委員の間から新聞等の記事、あるいはインターネットの記事をそれぞれ個々には入手いたしております。当局から説明あったのは9月19日であります。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 実は、私の手元にあるこの資料ですが、私にもいろんな方から情報が提供されているわけですが、毎日新聞の9月6日に出ている記事がございます。この仮契約が9月5日でございます。その翌日の新聞でございますけれども、ちょっと読み上げますけれども、福島県談合事件、「奥村組が辻容疑者に数千万円 - 受注見返り」と、こういうタイトルでいろいろ書いてあるわけですが、「福島県発注の公共工事をめぐる談合事件で中堅ゼネコンの「奥村組」（大阪市）が2003年ダム工事を受注した見返りに談合の仕切り役の辻政雄容疑者（59） - 競売入札妨害容疑で逮捕済み - に現金数千万円を支払ったことがわかった」と。「東京地検特捜部は辻容疑者が佐藤栄佐久福島県知事との関係を示しながら、逮捕容疑となった流域下水道整備事業以外の事業でも幅広く受注調整を行った上、多数の現金を受領していたと見て資金の流れの解明を進めている模様だ」とこういうことなんですが、この後の9月の14日の記事を見ますと、この辻容疑者が容疑、金銭の授受したことの容疑を認めておると、こういうような状況が出ておるわけでございます。

法律的には、御承知のとおり、まだこの奥村組の起訴事実もないし、確定されているわけでもございませんので、それは先ほどの委員長の報告のとおりかと思ひますが、とにかく今、世の中は、刑が確定されなければどうでもいいということではないと思ひます。私は、この契約に対して、あるいは学校建設に対して決して反対するものではございません。今、このような福島県での事案が出て、9月5日に仮契約したもの、翌日にはこういうようなものが新聞に出ておると。当然、当局としても、これだけの、15億の大工事でございますので、それなりの気を配っているはずございま

すので、19日に当該委員会のほうに報告あったということですが、もっと早くそういう情報は流れてしかるべきでなかったかと思いますが、委員長、どう考えますか。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 先ほども報告の中で申し上げましたけれども、あくまでも疑わしいというような内容の記事でありまして、決定的に現段階で特に現在、今現在の事件として取り上げられているということではなく、数年前にさかのぼってのというような観点もありまして、当局ではたまたま審査が9月19日ということで、それまで当局からは説明はいただいておりますでしたけれども、委員間ではそれなりの調査や情報収集はいたしたつもりであります。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） この件でございますけれども、やっぱり先ほど来、議会の件のいろいろ云々されておりますけれども、何といたってもやっぱり我々議会というのはチェックをすると、審査をするというところが一番の大事な権能でないかと私は思っているわけでございますけれども、いろんな風聞がある、そして法律的には問題がない。果たしてそれだけで処理していいのかと。私は、考えるならば、まあ百条と言わないまでも、調査特別委員会等を設けて、いろんな調査の権限的な限界はあるかもしれませんが、議会は議会なりの調査をした上で、その上で一定の結論を出すというのが順当な筋ではないかと思いますが、委員長、どう考えますか。

【「休憩」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後1時53分 休 憩

午後1時53分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 発言にちょっと踏み込みがありましたので訂正しておきます。審議内容ということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） それでは答えられる範囲で、教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 先ほど報告の中でも申し上げましたとおり、大変神経を使い、時間をかけて審査をいたしました。何度も申し上げるようですが、東京地検特捜部から何の呼び出しも事情聴取も受けていない。それから、事件が本当だとすれば過去の事件であり、現在直接その学校建設とのかかわり、因果関係については委員会では認められないと。ある意味ではどこかで割り切らないと決は出せないというようなぎりぎりの線まで委員会では審査をいたしまして今回の決となっております。

議長（竹内睦夫君） 佐々木議員、3回に達していますので要点を簡潔にお願いします。

14番（佐々木清勝君） それでは、委員会の中で市民に対する、住民に対するこの件についての

説明の仕方、言うなれば説明責任ということについてはいろんな議論をされたんじゃないかと思いますが、私はやっぱりこの説明責任というのは、何と云っても一つは言葉であり、一つはペーパーであろうかと思いますが、究極的には態度で示すことだと思います。その態度というのは、まさにその議会で独自の調査をした上で結論を出す。そしてなお住民の方々からも、こういう疑惑については議会はどういう形で処理するんですかと、再三再四電話をいただいておりますので、くどいようですけれども、そういう点については委員会の中では御議論されたのかどうかをお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 調査委員会まで設けて調査をしようという意見は出ませんでした。もう少し時間をかけて、あるいは継続審査をしてという意見等もありましたが、何度も申し上げますけれども、実的なその不正行為、犯罪行為、クロと決まったわけでないということがありますし、当然、後にそういうものが出れば、我々議会議員として、あるいは当局としての責任問題も問われるという、さっきから何回も言いますけれども、ぎりぎりの選択をしたということがあります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 議案第129号でございます。委員長にお尋ねをいたします。ちょっと視点を改めて御質問したいと思います。

象潟中学校の建設、これは市民、議会としても待望の案件でございます。結果的に賛成多数で可決ということでございます。委員長の報告によれば、いろいろ今お話が出ています奥村組の問題、あるいは地元発注の問題、そういうことで委員長から御報告がありました。それ以外に何かもう少し委員会の中で踏み込んだ話し合いがあったのかどうか。委員長の報告ですべてなのかどうか、その点1点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（菊地衛君） 先ほど私の報告のとおりでありまして、あるいは今、佐々木議員にお答えしたとおりでありまして、それ以上の踏み込みはございません。いずれ現在の中学校2年生が — 完成予定が20年の1月31日が完成予定ということで設定しておりまして、現在の中学校2年生が卒業前に1ヵ月でも2ヵ月でも入れるようにということで、そういう意味で我々の委員会、決を急いだけではありませんが、最初に報告したとおりであります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 9月12日付託の事件につき審査を終わりましたので御報告をいたします。

議案第107号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決に

決しております。

議案第 115 号平成 17 年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 117 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 118 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 119 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について、議案第 120 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について、いずれも全員の賛成により認定されております。

申しわけございません。書き間違えて、「認定」に変えていただきます。

議案第 125 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)、議案第 126 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)、議案第 127 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第 1 号)、議案第 128 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算(第 1 号)については、いずれも全員の賛成により可決しております。

続きまして、請願第 1 号農産物価格の保障を軸としすべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書、全員の反対により不採択と決しております。

請願第 2 号市道(546)水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書、全員の賛成により継続審査となっております。

審査の内容につきまして若干の報告をいたします。

議案第 107 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について、3、4 ページにわたる長い文言ではございますが、この条例は、県から移譲される都市計画関係事務手続に伴い徴収する手数料であります。県内の市についてはほとんど移譲されており、今後合併が見込めないとされる町村についても、強制ではございませんが、県のほうから移譲を受けてほしいという形で依頼されると伺っております。内容については、簡単に申しますと、開発許可を要しない優良宅地、優良宅地とは、安全性、道路・公園・給排水施設の整った宅地を指します。優良宅地の造成の認定を受ければ所得税の軽減が図られるということでございます。

続きまして、議案第 115 号でございますが、これはいつまでこの特別会計に置いておくのかという、いわゆる予算の金額の内容が余りにも少ないということで、これもこれから検討するというふうに伺っております。

議案第 117 号、こちらは進捗率が、金額、面積とも 60%となっております。

議案第 118 号については、大きな予算として、ポンプ修理、マンホール 18 ヲ所について多額の金額を算出しております。

議案第 119 号につきましては、質疑で大分ありましたので割愛させていただきます。

議案第 120 号についてはございません。

議案第 125 号公共下水道事業特別会計につきましては、質疑のほうではそれ以上のお金は要さない。いわゆる委託料、工事請負費、150 万円と 2,400 万円となっておりますが、あくまでもこれは公共ますまでということでございまして、それ以後の工事費はいわゆる学校の中まではかかるということでございました。これはこちらのほうの予算ではなく教育委員会のほうから出るということでございます。

飛びまして、請願第1号に対して、この内容の重さを踏まえまして、当委員会でも大分慎重審議をいたしました。委員会の中で勉強会が必要ではないかということになりまして、当局よりいろいろな資料をいただきまして、所得安定対策実施要綱、並びに品目横断的経営安定対策導入による担い手メリットというふうな、いろいろな資料をいただきまして時間を割いて勉強いたしました後、品目横断的経営安定対策につきましては、平成15年ころははっきりとした目標を立てまして、自治体、JA、集落に説明しているところであります。一般質問、また質疑でもありましたとおり、このような状況の中で我々議会としても、この品目横断的経営安定対策による価格保障から所得保障へ向かっていくべきという意見でまとまりまして、この請願は不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 1点だけ確認させてください。議案第117号の公共下水道の進捗率、総体で60%という御報告いただきましたが、それぞれの旧町地域でそれぞれの計画を持っていたわけですが、その計画に対するそれぞれの地域の進捗率、もし審査されておわかりでしたら教えていただければありがたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） あくまでも市全体ということで面積と金額の進捗率がともども60%に近いということで60%というふうな形でございます。旧町単位ではやっておりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑。 — 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 今、委員長の報告の中で請願第2号なんですけれども、私たちの資料には継続審査ということでの結論が出されておりますけれども、今、委員長報告でそれ何か飛ばしたような感じしますけれども、それを受けてからちょっとお聞きしたいなと思っておりますけれども、それちょっと確認したいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 決して飛ばしたわけではございませんで、皆様のお手元に配付になってございますが、継続審査の申出書の理由に沿ってございますので、御一読願います。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 請願第2号の紹介議員付きの請願でございますけれども、委員会としては継続審査ということでございます。しかし、この請願書の中身を見ますと、17年度においても吹雪のため一晩通行どめになったり、その中において歩いて帰ったり非常に危険な目に遭ったというふうなこの請願内容でございます。その中で、理由として、「市全体の整備計画及び除雪計画を調査し、対応策について検討するため」ということはありますけれども、この請願の内容そのものを委員会としては、通常からいきますと願意の部分できちんと押さえなければいけないものでありますけれども、その辺のところ、なぜ継続審査をしなければいけなかったのか、その辺のところもう少し詳しく教えていただきたいということでございますけれども、実は、これ、継続審査しますと、もう12月になっちゃうわけですね、早くて12月定例会。すると、まずこのままでいきますとまたこの

ようなことが起きかねない部分があるのかなと、そういう感じがします。

それと、これちょっと比較してどうかわかりませんが、県道なんですけれども、長岡大森線が歩道の要請が長い間ありましたけれども、できずに終わりました。ところが、あそこで死亡事故が起こりまして、すぐやるという、こういうことがございましたので、こういう形の中で犠牲者が出てから云々ということよりも、私は当委員会での請願の内容をやっぱり議会としてきちんと受けとめて判断を出すべきものじゃないかなということを思っていますので、その辺のところもう少し審査の内容について御説明をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 審査の内容、経過について、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） この請願につきましてはかなりの時間を要して審査しております。審査内容につきましては継続審査中でございますので、ここでは申し上げられません。が、地域要望が出てきておりましたので、もちろん我々も現場も踏査もいたしました。その中でいろいろな意見が出ておまして、できれば、継続審査としたわけでございますので、12月定例もしくは休会中の審査で結論を出したいというふうなことで継続審査といたしました。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 委員長から、いろいろな意見が出ましたということでございますけれども、当然それは審査の過程で出た話でございますので、その辺の内容を少し御紹介していただければありがたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 15番議員に申し上げますけれども、委員会では継続審査ということで結論を出していますので、継続審査中のものに対して云々というふうなことで委員長ももう答えられる範囲はもう答えていらっしゃると思うんですけれども。

15番榊原均議員。

15番（榊原均君） その委員会での審査をして継続審査になったということでございまして、今の委員長が、継続審査中だから話ができないということではなくて、やはり継続審査に至った、そういう審査の内容について御説明をしていただきたいのであって、特別継続審査中になったからどうのこうのというのはちょっと私、理解できないんですけれども。私はあくまでも継続審査に至るまでの経過についての説明を求めているのでありますので、その辺のところをひとつお願いをしたいと、こういうことでございます。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員に申し上げますけれども、継続審査というふうなことで出ている報告書に対する質疑ですので、そこを継続審査中ということの報告書です。ですので、そこを斟酌して、これ、3度目になりますので、若干答えられる範囲で答えるということですが、いずれにいたしましても、あくまでもまだ審査中ということをお理解してください。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 内容につきましてはページ数で3ページほどございます。が、先ほど申しましたとおり審査中でございますので、この中のいろいろなことについてはここでは申し上げられませんが、第一の、1つだけでございますが、この請願は17年度に地区要望で出ているというのが第一のいわゆる継続審査になった要因の1つでございます。以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） ちょっと休憩をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時15分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 申しわけございませんでした。陳情第7号に関しまして、こちらのほうで発言を忘れておりました。

陳情第7号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書、継続審査中でしたが、全員の賛成によりまして採択となっております。

以上、報告申し上げます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告を終わります。所用のため2時30分まで休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時29分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計決算特別委員会の委員長報告を求めます。山田明一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（23番山田明君）登壇】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 議案第111号平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時31分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします

山田明一般会計決算特別委員長。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 議案第 111 号平成 17 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定と決しました。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告を終わります。

次に、一般会計予算特別委員会の委員長報告を求めます。山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 121 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）、賛成多数で可決に決しました。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。

申し上げます。なお、本案に対しては、竹内賢議員外 1 人からお手元に配付しております修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 議案第 121 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算に対して修正提案をしておりますので、皆さんから真摯な御検討をお願いをし、趣旨について説明をいたします。

お手元に配付しております修正動議、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提出者、竹内賢。賛成者、にかほ市議会議員村上次郎。

内容は見ていただければわかりですが、議会費の中の 116 万 8,000 円について減額をし、予備費に補正をし、予備費の額を 2,116 万 8,000 円とするものであり、歳出合計は 135 億 473 万 2,000 円、同じであります。

趣旨について若干説明をさせていただきます。

市民は、国の税制改悪により、住民税、国民健康保険税、介護保険料が引き上げられ、苦しんでいます。収入が上がらないのに税金が上がっている現実です。

介護保険法の改正で居宅料や食事料を納付しなければならず、介護を受ける老人は大変だと訴えています。障害者自立法によって、施設に通所している利用者が 1 割負担をしなければならないとして、退所や通所回数を減らさざるを得ないという切実な声も聞こえています。

国の地方に対する容赦ない財政政策で、にかほ市に対する地方交付税は、対前年比 3 億 6,450 万円も減額されています。策定された、にかほ市の行財政改革大綱・集中改革プランでは、4 年間で 9 億 7,600 万円の経費節減を目指しています。

一方、市民からは、生活に根差した18年度各地区要望も多く出されていますが、当局回答では、要望にこたえられるものは限られている実態です。例えば116万8,000円を市民の皆さんに使用する場合に、一例を申し上げますと、防犯街灯一基12万8,000円として9基、あるいはカーブミラー修繕を30基、子供たちが喜ぶ本を約800冊、こういう予算に使える金額であります。

こんな現実の中で、議会は、市民の声に期待する活動を行ってきたのでしょうか。7カ月の在任特定期間中の議員バッジ購入や、6月議会では1人1万円の作業服購入、そして今回のふるさと会に出張旅費を求める、なぜ議員の求めが優先されるのでしょうか。私たち議員は、市民の考えや思いを大切にすることを考えて活動しているわけですが、このことをもっと重点に置くべきだと思います。

当局にも大きな責任があると思います。議員のふるさと会出席が必要欠くべからざる事業と判断できる、公費で行かなければならないという性質のものでしょうか。私たち行政に携わる者として、今のような時代だからこそ、先憂後楽という言葉を大切にしたいものだと思います。

皆さんに訴えますが、ふるさと会出席は、公費を使用しないで、出席の是非については各自がみずからの判断でということにできないでしょうか。こういう議会で減額修正をする声は、納税者の立場で行政を批判し、監視する議会の当然の任務・責任であって、市民の政治を信頼する唯一の道である議会のチェック機能のあらわれと言われていきますから、どうぞ、皆さん、真摯な御判断をお願いし、修正案の提案といたします。

議長（竹内睦夫君） これから議案第121号に対する修正の動議に対する質疑を行います。

－ 22番。

22番（佐々木正己君） 提案者に質問いたします。

私は、この動議を見て大変恥ずかしい思いをしております。と申しますのは、この問題については全員協議会で議会全体でもっているいろいろ話し合い、いろいろな意見がありましたけれども、集約的に、合併になったから、報告を兼ねて、情報交換を兼ねて全員で行こうということであったわけです。それを受けて、議会事務局、財政、総務課長を通して予算がついたということで、大変ありがたいというふうに私は思っているんですが、自分たちでお願いしておいて、それを要らないと、つけるのは何事だという論法は、これはまことに解せないので、恥ずかしい思いでいっぱいですが、その点についての感想をまずお願いします。

それから、この116万6,000円の数字については、提案者は違法性なり、瑕疵性があるとお考えどうかと、これが2点目です。

3点目に、これを出してきた市当局は、勝手に議会の意向を無視して提案したかということです。

3点についてまずお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 竹内議員。

16番（竹内賢君） 1点目については、全員協議会で話し合いをしました。私は反対をしました。そういう立場を明らかにしたいと思います。したがって、全員協議会というのは、あくまでも議会とはまるっきり関係ないんです。議員の任意の集まりであります。

2点目は何だっけ。

議長（竹内睦夫君） 違法性があるかと。

16番（竹内賢君） 違法性はないものだと思います。

当局が予算にしたことについては、当局はいわゆる議会からの求めでされたと思いますから、このものについて、特段問題というか — ただ、私の考え方は違います。というのは、説明もしましたけれども、もっと先にやるものがあるだろうと。議会というのはやっぱりいろんな形で当局に物を申したり、要求をしたり — 要求というか、要望というか、求めたりすることができる、市民よりも近い立場にありますから、したがって、議会がそういうものを、自分たちのことを先にするということは、私はしたくないということで修正案を出しています。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 提案する以上、筆記用具の1本も用意して。

【16番（竹内賢君）「はい、申しわけございません」と述ぶ】

22番（佐々木正己君） それから、提案者の、さきに旧議会のことを述べまして、要するに、自費で行けということに、そういう主張なようであります。私たち旧象潟町議会、最初は全員で行っておりました。途中から、半分、半分ということで、最後のほうは合併とか、いろいろ厳しい条件も出てくるということで、公務としては議長1人でいいだろうということでありまして、その際は、行った方は全部正規な旅費をつけて行ったわけです。そのときは、自費だとか何とかという話は出ません。

だから、公務の場合は公務で行っているわけです。公務でない場合は、公務ではありませんから、それに出席しようが、行くまいが、それは各議員の自由であって、行かないからけしからぬ、行ったおれが偉いみたいなそういう話は見苦しいので、おやめになったほうがいいと思います。

それと、なぜ全額減額なのか、これについてお尋ねいたします。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 私は、佐々木議員に対して、あるいは議員の皆さんに対して威張ったというか、偉く言うような考え方 — まず前段に申し上げておきたいと思います。そういう認識でこういう修正案を出したりしておりません。

それから、最初に言われた、確かに前は、旧町時代に、経過から言うと、私も公務で2回ばかり参加を — 2回だと思うんですが — 参加をしておりますし、その後、自費でも2回は行っています。私は自費で行けとは言っていない、ひとつも、是非についてはということ、よく聞いていただきたいと思います。出席の是非については、各自がみずからの判断でということにしませんかというふうに投げかけをしていますから、質問の佐々木議員が、「行け」というような言葉を使っていますが、「行け」とは言っていない。「みずからの判断で」というふうにしていますから、それぞれの考え方で、行く行かないを決めていただければいいんじゃないかということでの修正の一つの要件として出しています。

議長（竹内睦夫君） 22番。

22番（佐々木正己君） 質問に答えていない。なぜ全額減額修正なのかと。

議長（竹内睦夫君） 2つ目の。竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 全額補正でどこが悪いんでしょうか。私は、やっぱり全額減額したほうがいいということで出しているわけです。

議長（竹内睦夫君） なぜなのなかということ。

【22番（佐々木正己君）「議長、いいです」と述ぶ】

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 先ほど提案者は、5万何ぼ掛ける23人ということでしたが、その23人の中に私は入っていますか。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） はい。116万8,000円の中には、5万700円掛ける23人で計算をしているということで、本会議の際に、私の質問に対して事務局長が答えております。

議長（竹内睦夫君） 佐々木正己議員。これを最後にして、簡潔に聞いてください。

22番（佐々木正己君） いいですか。私は、議員の立場として堂々と情報交換で行こうと思っております。

それで、私は、その23人の中には、私の分もあるはず。私は減額をしてくれとは言っていません。あなたと村上さんとあれだったら、3人なら3人、4人なら4人の、自分たちの行かない分を減額するのが普通でしょう。そのほか私たちの、それでもっての積算ですから、物品を買う、工事費ではないんです。1人頭何ぼ、その予算なんですよ。そうすれば、何で我々 — 少なくとも私の分は減額してくれと言っていないですよ。わかりますか、あなた。

議長（竹内睦夫君） 簡潔に答えてください。

16番（竹内賢君） 今まで、私、いろんな予算とか、こういうふうに10年ばかり参加してきて、論議をしてきたりしましたけれども、私の分だけ減らせという — 例えばですよ、例えば、議員報酬の場合でも、私は要らないから私の分だけ減らせというような話が、そういう予算減額で、修正案ではできるんでしょうか。私は、地方財政法とか、そういうものからいって、こんなむちゃな論議というのではないと思います。

議長、終わります。

議長（竹内睦夫君） ちょっとお待ちください。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで修正の動議に対する質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

最初に、議案第106号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第106号の討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 106 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 107 号の討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 107 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 第 108 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。この議案は、高齢者の負担をふやすという改悪の内容を含んでいるので反対します。

この条例は、一般の人はこれまでと同じ医療費の 1 割負担ですけれども、70 歳以上の現役者並み所得者について、これまでの医療費 2 割負担を 3 割負担に引き上げられる、こういうものです。また、葬祭費は、これまで 7 万円だったのを 5 万円に引き下げる、このようにしています。合併によって、にかほ市の葬祭費は、地域によって前は 5 万円だったところも、今回、合併によって全体が 7 万円に引き上げられ、市民へのサービスがよくなったと思った途端に引き下げと、こういうことになります。

委員会で配付された医療保険制度改変の資料は、このカラーのものと、それから当局が準備したこういう説明の 2 種類があります。埋葬料も 5 万円にするというのがありますけれども、このカラー刷りの、恐らく全国版だと思いますが、保健同人社というところが出したのには、葬祭費の額については触れられていないんです。ですから、市独自で 7 万円を一定の期間維持することはできるのではないのでしょうか。委員会でも、そういう声がありました。葬祭費が 5 万円になっているという市は秋田市、能代市、大館市、鹿角市、由利本荘市、湯沢市、男鹿市、横手市などと説明もありましたけれども、ここには大仙市とか、北秋田市などは出ていません。しかし、その内容はよくわかりません。合併でサービスを引き上げ続けると、こういう努力が必要ではないのでしょうか。

出産育児一時金は、これまでの 30 万円が 5 万円引き上げられ 35 万円にする、このようにしています。これは歓迎すべきことです。そして、この条例の改正は、直ちにこの 10 月 1 日から実施するというふうになっているんです。

本議案の条例改正は、ことしの 6 月、自民党や公明党の賛成で成立した医療制度改悪法というの

を受けたものです。提案されている条例改正の70歳以上の現役並み所得者の負担増がこの条例には出ていますけれども、これに絡まって、70歳以上の療養病床入院患者の食費、居住費、これも自己負担増になっています。介護保険料の食費、居住費が引き上げられたのと同じような内容です。高額医療費の自己負担限度額を引き上げるといった内容も入っています。

高齢者を中心とした今度の負担増は、これまで以上に深刻です。6月に実施された住民税の老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、非課税措置の廃止、定率減税の半減の影響で、高齢者に大幅な増税があったからです。市への問い合わせがたくさんあったというのも無理からぬことだと思います。収入はふえず、年金は減っているというのに税金が何倍にもふえるのに連動して、国保税や介護保険料も負担増になっています。日本の医療費は、発達した資本主義国の中で、経済の規模に比べて低い水準にあるのに、患者の窓口負担は突出して重いのが特徴です。窓口負担は引き下げをして、葬祭費は高い水準をできるだけ維持すべきだと考えます。

国との関係で、提案する担当者も大変な立場だということは理解できますけれども、高齢者を負担増にさらずこの条例には反対です。以上で反対の討論を終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第108号に対する討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第108号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第109号の討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第109号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したい

と思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 110 号の討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 110 号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号平成 17 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 簡単に申し上げます。くどくは申し上げます。

やっぱり税金を使うんですから、しっかりとした使い方をしたい。当局もしっかりとした使い方をするということで予算計上していると思うんです。これは人間のやることです。それをチェックするのが私たち議会だと思います。そういう意味からいって、やっぱりこれはおかしいなという使い方をしたのについて、おかしいという発言をしていくことは、議会に求められたチェック機能としての仕事だと思いますし、私たちは、せつかく 3 町一緒になって住民のためにいい政治をやろうとか、そして住みよいまちをつくろうという合併理念があったはずです。そのためにはお金の使い方をきっちりやっぱりやる必要があるだろうと。したがって、今回の、6 ヶ月間でありましたけれども、この予算の使い方について私はやっぱり誤っている内容があるんじゃないかと。それは先ほどの決算特別委員会での発言もしていますから、ここではくどく申し上げますが、そういう意味からいって、きちんとやるべきだという立場でこの決算については反対をします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 111 号平成 17 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、若干の問題があり、認めることができないということで討論します。

まず初めに、去年の 11 月 30 日の臨時議会で、国の人事院勧告を受けて、一般職員の給与条例を改正すると、このような提案がありました。それによると、一般職員の勤勉手当は、100 分の 70 を 100 分の 75 に引き上げるということでしたが、給与や扶養手当は減らされました。その結果、一般職員は年平均 6,300 円も引き下げられたわけです。基本給引き下げというのは、生涯にわたって影響するもので、認めることはできません。

そういう一方では、議員や特別職などの期末手当は引き上げられました。私は、第一線で頑張っている一般職の賃金などが減らされる、こういう中であって、議員は人事院勧告の中から手当引き上げだけ取り上げて提案される、こういうことには反対でした。このときの暫定予算の補正で、人

件費増額は議会費だけという状態で納得できませんでした。一般職の賃金は減らされる、議員は全部で59万円の増額ということでしたが、その予算も入っているのが今回の決算です。

もう一つは、先ほど来出ておりますけれども、去年の12月議会から、前の佐々木弥四夫議員も言っていました、にかほ市役所等の篆刻石について質問しました。この篆刻石は3つ合わせれば100万円、きょうの話だと101万9,000円ということになっているようですが、これは合併記念のあかしとしてむだなものとは思っていませんと、横山市長は答弁しています。しかし、本来は、象潟庁舎に「にかほ市役所」との篆刻石は設置すべきものではなかったと思います。設置するなら、「にかほ市象潟分庁舎」とすべきものでした。これが問題にされたため、新たな金浦、仁賀保の庁舎前にも同じ物をつくるというむだな支出となってしまったものです。このような筋違いなことはやるべきでないし、議会にも合併協議会にも諮らないで工事をしたことは、市民と議会を軽く見ていることになるのではないのでしょうか。篆刻石については、横山市長は、合併協議会などに協議をしなかったのはおわびを申し上げると、このように言っていましたけれども、このような問題のあるやり方と、必要のない税金を支出している決算には疑問を感じます。

しかし、この決算のほとんどが市民のために有用な意義ある事業が詰まっております。しかし、さきに延べた問題を含んでいる決算は認定できないことを表明して討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第111号の討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第111号平成17年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第112号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第112号の討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第112号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 113 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 113 号の討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 113 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 114 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 114 号の討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 114 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 115 号平成 17 年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 115 号の討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 115 号平成 17 年度にかほ市観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 116 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 116 号の討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

す。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 116 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、議案第 117 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 117 号の討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 117 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 118 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 118 号の討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 118 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 119 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 119 号の討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 119 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 120 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 120 号の討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 120 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定については認定することと決定しました。

次に、議案第 121 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 先ほど修正案を提案した際にお話ししましたから、今、特別に述べることはありませんが、私たち自身はやっぱり真摯に、最初に市民の要望にこたえるような政治をしたいと、こういうふうに思います。議員というのはいろんな形で当局に対して物を言える立場に、市民の皆さんよりはあると思います。そこをきちんと踏まえれば、私は、こういう 116 万 8,000 円という、全体の 135 億円になんなんとする予算の中で極めて少ない額ですが、そういう姿勢をやっぱり持っていくべきだと。私にもいろいろ誤りがありますけれども、そういう立場でこの予算については反対をしたいと思います。

市民優先、ここを貫くことを考えて、反対の討論にさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 次に、さきに提出されました修正案に反対者の発言を許します。22 番佐々木正己議員。

【22 番（佐々木正己君）登壇】

22 番（佐々木正己君） さきに提案者といろいろやりとりをしましたが、我々が要求をして、それをもってなおかつ新市になって、親しく、ふるさと会の人々と意見交換をし、情報交換をしようということで、全体のそういった流れの中で予算要求をして予算が出てきたわけです。自分たちが予算要求をして、ついて、それで要らないなんてこういうばかな話はどう考えたってない話で、それも含めて、その修正案には反対をいたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 121 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）に反対の討論をします。

本議案の内容は、社会福祉や児童福祉費、あるいは農林水産業費、学校、環境改善などなど、市

民にとってほとんど必要なことで、ぜひ進めてほしいという事業がほとんどと言ってもいい状況です。この面では賛成です。

しかし、次のように問題があります。

1つは、10ページにありましたけれども、市民税の問題です。このうち法人関係では、当初予算の見込みでは約4億6,300万円、こういう見込みを立てました。ところが、これを1億6,000万円減らした補正となって、その結果、当初4億6,300万円が3億300万円と、このようになっていきます。本会議での説明のときは、1号法人を主にして、連結決算の関係で予想より下回ったとしています。歳入の減額というのは、市民サービスへの低下につながると思います。連結納税制度というのは、企業グループ全体を一つの法人とみなして、個々の法人の所得を連結し、連結所得に応じた法人税の納税を認める制度です。企業グループは、黒字会社の利益を赤字会社の損失と相殺することによって、全体の課税所得を小さくして、納税額を小さくすることができます。この影響だったわけです。この制度は、財界の強い要請にこたえて、2002年度に導入された財界本位の制度で、これは市の責任だというものではありません。

第2番目の問題は、14款の国庫負担金の関係ですが、3節に児童福祉費負担金というのが約3,300万円の減額。これも減らされています。これは、すべてが減額の金額ではないと思うんですが、説明では、三位一体改革の関係で、国と地方の意見がまとまらず、本年度から国の負担が4分の3だったのが3分の1に減らされ、その分、市の負担が4分の1から3分の2にふえたと、こういうことです。三位一体改革というのは、国の支出を減らし、地方、にかほ市に負担をふやすものとなっているのではないのでしょうか。これも小泉政府・自民党・公明党の政治が地方に負担を強いるものとなっていると言えるのではないのでしょうか。もちろん、これは市の責任ではありません。

3番目の問題は、老人医療費の改悪の問題です。議案の28ページにありましたけれども、ここの老人医療費のことです。ここでは、後期高齢者医療広域連合準備委員会にかかわる市町村負担金29万3,000円となっていました。これは、75歳以上の高齢者を対象に新たな医療保険制度をつくるということです。なぜか。75歳以上人は医療費がかかる、かかり過ぎだ、国の負担が重い、大変だと、こういうことだわけです。この運営の主体は新たにつくられる広域連合で、都道府県単位で、いや応なしにすべての市町村を入れていく、こういうものです。これを、広域連合を設立するという規約をこの12月に、この議会に出されると思います。そして、来年2月までに広域連合をスタートさせる、こういう予定です。

報道によれば、この内容は大変です。75歳以上の高齢者が、現在加入している国保や組合健保などを脱退させられ、後期高齢者だけの独立した保険が適用されます。そして、すべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を集められます。保険料は、高齢者数の増大に応じて自動的に値上げされることになりそうです。保険料の滞納者は、これまでの若い人の国保と同じように、保険証を取り上げられ、短期証とか資格証明証、窓口で全額払わなければいけない、こういう事態が当然予想されます。

また、後期高齢者は、診療報酬も他の世代とは別立てにされます。後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療体系などと格好のいいことを言っていますが、診療報酬を実際は引き下げ、手抜き診

療になる危険があるなど、多くの問題を持つものです。組織するにしても、市町村の意見も聞かずに県一括にする、市民の声が届きにくい組織になっていく、こういうことなども含めて、問題だと思います。

4 番目は、先ほど来出していた、ふるさと会の問題です。

以上の点から、本議案には反対であることを表明して、討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 121 号の討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。まず、本案に対する竹内賢議員ほか 1 人から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数でございます。よって修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 121 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。

所用のため 3 時 35 分まで休憩します。

午後 3 時 25 分 休 憩

午後 3 時 35 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第 122 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 122 号の討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、議案第 122 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 123 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）

の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 123 号の討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 123 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 124 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 124 号の討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 124 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 125 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 125 号の討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 125 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 126 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 126 号の討論を終わります。

これから議案第 126 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 126 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 127 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと

思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 127 号の討論を終わります。

これから議案第 127 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 127 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 128 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 128 号の討論を終わります。

これから議案第 128 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 128 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。1 番飯尾善紀議員。

【1 番（飯尾善紀君）登壇】

1 番（飯尾善紀君） 議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結について、反対の立場から発言をいたします。

象潟中学校建設に対しては否定するものではございませんけれども、今回提案されている工事請負業者については、先ほど質疑でもありましたように、マスコミ等で御存じのように、建設事業絡み、多額の賄賂、不正が問題追及されているところでございます。業者設定調査中は、優秀な業者であっても、一たんこういう問題が発生した後、そのままそういう業者と契約を結ぶことは、少なくとも不安を感じ、すっきりいたしません。

けさほど、TDK 野球部に市の名声を高めた、いわゆるその功績に対して市民栄誉賞まで贈り、喜んでいるさなかであります。この問題に絡めましても、市のイメージが一週にダウンするような不安やおそれがあることはまことに残念でならない感じがいたします。

短時間の調査、あるいは検討、事実確認をなされてからでも遅くはないのではないかなと、かように思うわけでございます。一般市民の誤解や不安等が招かれないようにするためにも、私はこのたびの提案に反対をいたします。以上。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 129 号の討論を終わります。

これから議案第 129 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 129 号象潟中学校校舎改築工事請負契約の締結については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 10 号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書の討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで陳情第 10 号の討論を終わります。

これから陳情第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第 10 号を採択することに賛成の方は起立を願います。

【起立者なし】

議長（竹内睦夫君） 起立者ございません。したがって、陳情第 10 号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第 11 号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 11 号の討論を終わります。

これから陳情第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって陳情第 11 号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情については、委員長の報告のとおり採択することと決定しました。

次に、請願第 1 号農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書の討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで討論を終わります。

これから請願第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長

の報告は不採択です。この請願第1号を採択することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数でございます。したがって、請願第1号農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号市道（546）水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書の討論を行います。

この請願に対する討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

暫時休憩します。

午後3時50分 休憩

午後3時54分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから請願第2号を採決します。請願第2号は委員長の申し出では継続審査でございます。この請願に対して委員長報告のとおりとすることに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、請願第2号市道（546）水岡、横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第7号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書（継続審査中）の案件について討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号について採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第7号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書（継続審査中）は委員長の報告のとおり採択することと決定しました。

暫時休憩します。

午後3時57分 休憩

午後 3 時 57 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 30、にかほ市農業委員会委員の推せんについてを行います。推薦の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は指名推選で行うことと決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。暫時休憩します。

午後 3 時 58 分 休 憩

午後 3 時 59 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

農業委員会委員には、齋藤久江さん、佐々木道子さん、森りえ子さんを推薦することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、農業委員には齋藤久江さん、佐々木道子さん、森りえ子さんを推薦することと決定しました。

日程第 31、議提第 15 号集配局の廃止再編計画に反対する意見書及び日程第 32、議提第 16 号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」意見書 2 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。4 番池田好隆議員、議提第 15 号について説明を求めます。

【4 番（池田好隆君）登壇】

4 番（池田好隆君） 議提第 15 号でございます。集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出であります。

別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出するものであります。

平成 18 年 9 月 22 日提出。

議長に対するものであります。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、

同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく齋藤修市、同じく佐々木正己。以上でございます。

次ページでございます。集配局の廃止再編計画に反対する意見書（案）でございます。

内容は記載のとおりでございますが、趣意は、記以下、1番、2番、これに集約されてございます。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

平成18年9月22日。

秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

あて先は内閣総理大臣、総務大臣でございます。

よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 提案説明が終わりましたので、これより議提第15号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第15号の質疑を終わります。

これから議提第15号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立者全員でございます。したがって、議提第15号集配局の廃止再編計画に反対する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、議提第16号について、5番宮崎信一議員の説明を求めます。5番宮崎信一議員。

【5番（宮崎信一君）登壇】

5番（宮崎信一君） 継審中でありましたものが採択になりましたので、御報告申し上げます。

「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、同じく加藤照美、同じく飯尾善紀、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく山田明、同じく池田甚一、同じく佐々木平嗣。

内容につきましては、前定例会でも皆様御一読しているかと思っております。ここに付してありますので、どうぞ御一読いただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出申し上げます。

平成18年9月22日。

にかほ市議会議長竹内睦夫様。

あて先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣となっております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 説明が終わりましたので、これより議提第16号に対する質疑を行います。

－ 15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） 大変単純な質問で申しわけないんですけども、この危険な米国牛肉の輸入をするなというふうなことでありますけれども、もう既に御存じの、委員長の提案者も御存じのとおり、えらい肉を買ってうまいとあって、100 万人分、吉野家さんでその輸入肉を使っております。こうしますと、この意見書提出がちょっとかみ合わないのかなと、ちょっと素朴に、感じます。

それと、今、間もなく臨時国会が開かれます。恐らく、内閣総理大臣も全部かわると思いますけれども、これが小泉さんが在任中届くのならいいですけども、これは全くかわった人になる可能性もあるのかなということなんですけれども、その辺のところはどういうふうなお考えを持っているか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 5 番宮崎信一議員。

【5 番（宮崎信一君）登壇】

5 番（宮崎信一君） 先ほど、私、名前のほうを読んでおりませんので、内閣総理大臣はだれかならうと内閣総理大臣であろうかと思えます。大臣もそのままなろうかと思えます。

それと、輸入に関してでございますが、実際にことしの 12 月ということをめどにということでございますが、まだ、大手スーパー、それから大手商社のほうも買いかねている、まだまだ試験中というところでございます。たまたま吉野家さんで 100 万食ということでございますが、あれはごくごく一部の割合の輸入と思えます。本体はまだ来ないと思えます。100 万食でございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 16 号の質疑を終わります。

これから議提第 16 号に対する討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これから議提第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 16 号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める」意見書は原案のとおり可決されました。

日程第 33、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設委員会委員長から目下委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成 18 年第 7 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 4 時 9 分 閉 会